

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和7年12月15日（月）
午前10時01分～午後2時18分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	渡辺 しんじ	副委員長	大くま 真一
	委員	おにづかこずえ	委員	岩崎 みなこ
	委員	しのづか 元	委員	松田 だいすけ
	議長	三階 道雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古谷 真美	文化・生涯学習推進課長	垣内 敬太
	スポーツ振興課長	小泉 瑞穂		
	子ども青少年部長	鈴木 恭智	子ども・若者政策課長	廣瀬 友美
	幼児教育・保育担当課長	西 達也	児童青少年課長	長谷川 啓
	教育部長	小野澤 史	教育部参事	山本 勝敏
			教育指導課長事務取扱	
	教育振興課長	城所 学	社会教育・文化財担当課長	石山 正弘
	図書館長	渡邊 哲也	教育部副参事	竹田 昂士
	統括指導主事	池田 豊一	教育センター長	豊島 佳代
			(兼)健康福祉部副参事	

案 件

件 名	審 査 結 果
1 7 陳情第 2 号 学校給食の食器に関する陳情	趣旨採択すべきもの
2 第96号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3 第97号議案 多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第98号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第99号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 第100号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 第101号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8 第102号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
9 所管事務調査 誰ひとり取り残されない 学びの保障としての不登校支援について	了承
10 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 第 4 次多摩市生涯学習推進計画中間見直し（素案）について	文化・生涯学習推進課
2 レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会の開催等について	文化・生涯学習推進課
3 一本杉公園野球場（新日本物流スタジアム多摩）ナイター照明の終了について	スポーツ振興課
4 多摩市スポーツ推進計画中間見直し（素案）について	スポーツ振興課
5 学校部活動の休日における地域展開の試行開始について	文化・生涯学習推進課 スポーツ振興課 教育指導課
6 物価高対応子育て応援手当の支給について	子ども・若者政策課
7 令和 8 年度 4 月 認可保育所等入所の 1 次申請状況について	幼児教育・保育担当

8	令和8年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課
9	令和7年度多摩市子どもみらい会議の開催について	子ども・若者政策課 教育指導課
10	令和7年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について	教育振興課
11	「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」策定の進捗状況について	社会教育・文化財担当
12	多摩市栄誉賞の贈呈について	社会教育・文化財担当
13	第二次多摩市読書活動振興計画について	図書館
14	多摩市学校給食センター建替整備基本計画（素案）について	学校給食センター
15	不登校総合対策の第2次改訂及び不登校対策・支援ホームページの開設について	教育指導課
16	第三次多摩市特別支援教育推進計画について	教育センター

午前10時01分開会

○渡辺委員長 たただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているのので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただきます。

日程第1、7陳情第2号 学校給食の食器に関する陳情を議題とする。

なお、7陳情第2号については、署名の追加があったので、事務局より報告させる。

○事務局 7陳情第2号について、これまでの署名は0名だった。昨日までに追加の提出が439名あった。合計して439名である。

○渡辺委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定によりこれを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。

議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言いただきたい。

○陳情者(神永氏) 発言のお時間いただきありがとうございます。陳情を提出させていただいた神永瑞穂という。

給食センターの建て替えに伴い、食器の変更を検討していると聞き、現在使用している強化磁器食器を使い続けることはできないのか、いま一度検討していただきたく、意見を述べる。

私は八王子市南大沢で生まれ育ち、結婚し子どもが生まれてからは、稲城市若葉台で子育てをしてきた。子どもの成長に伴い、諏訪小学校の情緒固定学級や諏訪名店街の子どもの居場所などにひかれ、5年前に多摩市に転居した。初めてこの市役所を訪れたとき、入口から入ってすぐ、ホールの中央の1番目立つ場所にごみ分別説明窓口が設置されているのを目にして、さすが多摩市と大

きな感銘を受けたことをよく覚えている。今日来てみたら、ホールの中央ではなく端っこになっていたが、そのときは真ん中であつた。

給食の食器が陶器製であることも、地球環境への配慮を忘れない多摩市の政策が生かされていることであると、一多摩市民として大変誇らしく思ってきた。しかし、今回、せっかく陶器製である食器を樹脂プラスチック製に変更するという計画を耳にして、一体どうしたことなのかと疑問を持たずにはいられなかった。多摩市の学校給食食器は、以前はメラミン樹脂製だったが、数年間にも及ぶ市民の署名活動により、2013年に現在の強化磁器食器になったと聞いている。今回署名活動をする中で、メラミン食器から強化磁器食器への変更の際には様々な議論があり、その上で強化磁器食器に変更されたということを知った。磁器は重く割れるということは、変更前の当時からわかっていたことだった。現場の教職員を中心に反対する声も多くあったそうである。しかし、賛否両論の意見がある中で、何度も議論を重ねて出された答えが、強化磁器食器だった。

今の現場の先生方や給食センターで働かれている方々からは、強化磁器食器であるがゆえの苦労があることは伺っている。しかし、重い、割れるというマイナス面にばかりフォーカスを当てるのではなく、マイナス面があると知った上で、子どもたちのために強化磁器を選んだ、その選択に誇りを持ち、使い続けていくこともできるのではないか。

学校生活では、給食以外にも子どもたちが重いものを運ぶ場面はたくさんある。重くて運べないから諦めるのではなく、助け合うこと、工夫することを子どもたちは学べるはずである。また、メラミン製食器のときはぞんざいに扱っても割れないからと、配膳や片づけの際、お皿を放り投げるように扱う実態があつたそうである。PEN樹脂製食器に変更すれば、またそのように食器を扱うようになることは目に見えているのではないか。PEN樹脂製食器は人体や環境への影響も少なく、エコであるとうたわれているが、石油由来のものであることに変わりはない。石油は枯渇する資源であり、いつかはなくなるものである。リサイクルできればいいと思うのは、あまりに短絡的だと思う。子どもたちは、学校で地球環境について学んでいる。マイクロプラスチック問題もあり、プラスチック製品の使用はなるべく減らそうと教科書にも書かれている。そんな中、せっかく陶器製である給食食器がプラスチック製に変更されるということに疑

間を持つ子どもたちも多いだろう。一体どのように子どもたちに説明すればよいのだろうか。

私は、子どもたちと多摩市の未来のために、給食食器として強化磁器食器を使い続けることを希望する。ぜひいま一度、食育の視点や環境への配慮に基づいた選定をお願いします。

ご清聴ありがとうございます。

○渡辺委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願いします。

○小野澤教育部長 それでは、今回の陳情になっている食器の話だが、その前提になっている学校給食センターの建替整備基本計画の背景と目的、また食器に関する市の考え方についてご説明をさせていただく。

教育部副参事のほうからご説明させていただく。

○竹田教育部副参事 今教育部長からお話あったとおり、食器選定に係る陳情ということであるが、まず初めに、今回の給食センター建替整備基本計画の背景と目的を確認しておきたいと思う。

多摩市の、現在2つ動いている学校給食センター、永山調理所と南野調理所は、いずれも稼働から45年以上が経過、施設や設備の老朽化が進んでいる。設備の更新が必要である、そうしたことに加えて、衛生管理基準の高度化、食物アレルギーへの対応、調理室の狭さなど、現在の施設では対応が難しくなっているという課題も生じている。

こうした課題を解決し、将来にわたって子どもたちに安全でおいしい給食を安定的に届けていくために、今回、基本計画を取りまとめ、学校給食センターの建て替え整備を進めるものであるということ、まず確認をさせていただければと思う。

続いて、本日の日程の中で、協議会14番でも扱う資料でもあるが、資料14、そちらのほうをお開きいただいて、ページは52分の29。

計画詳細は、また後ほどとさせていただくが、食器に関する記述のところをお開きいただければと思う。

52分の29ページの、表示は4.8ページとなっているかと思う。そこの一番下、(7)使用する食器についてというところをご覧願う。

お開きいただきつつ、説明続けさせていただく。

本件、学校給食の食器に関する陳情をいただいたというところである。市の考え方をご説明する。

陳情者からご指摘のとおり、本市では学校給食センタ

一の建て替えを予定している。その検討の中で使用する食器についても整理が必要になると認識をしている。食器は、日々子どもたちが直接使用するものであり、安全性や衛生面はもちろんだが、扱いやすさや教育的な観点、環境への配慮など、様々な視点から検討する重要な要素であると考えている。現在、本市では強化磁器食器を使用しており、その質感や耐久性、衛生面については一定の評価をしてきている。一方で、建て替えに当たっては、調理設備や洗浄機、また、消毒保管をする、そうした方法や機械がある。施設全体の更新を行うことから、食器についても、これまでの運用状況は踏まえつつ、改めて整理・検討を行う必要があると考えている。現時点で特定の材質や仕様に変更するというを決めているものではない。検討に当たっては、児童・生徒の安全性と衛生面を最優先にしながら、陳情でも触れられている食育の視点、環境負荷への配慮、現場の作業性、コストなど、多角的な観点から総合的に比較をしていく、そのような考えでいる。

また、食器の変更が必要となる場合には、その理由や考え方について、市民の皆様にわかりやすくお伝えすることが重要であると認識している。その点についても、丁寧に対応をしていく必要があると考えている。

本日、現段階では、食器についてはこれからの検討事項とさせていただき、陳情でいただいたご意見は、今後の検討に当たって重要な視点の1つとして真摯に受け止めてまいりたいと思っている。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○岩崎委員 陳情者の方の話と、今の所管のお話があったわけだが、今、これをご覧いただきたいといった計画のほうの使用する食器についてというところにはPEN樹脂という言葉はないわけだが、今のままにすると、PEN樹脂にすると、今は決まっていないということが、今までの私も一般質問のほうでもさせていただいたが、今日のところでもそうになっている。

そして一方で、市民にはきちんと説明していくとも今おっしゃられているが、そうすると、今日の協議会ということで12月に出されて、今度3月には計画が出されて、計画が決まるという状態になるというスケジュールは、今もって変わらないのかを、まず、お聞きする。

○竹田教育部副参事 ご質問は、基本計画の策定スケジュールというところだと思う。

今ご覧いただいた素案のとおり、こちらについてのパ

ブリックコメントを来週、12月22日から1月19日で行って、そうしたところでいただいたご意見を反映等々した上で、2月の教育委員会で計画素案を確定に持っていき、そして、3月のこの場で決定したというご報告をしたいと考えている。

素案の内容が、現在のこの食器についての部分であれば記述になっているので、ここに修正が入らなければ、このまま進むという形が決定されるかと思う。

○岩崎委員 タイムスケジュールは変わらないが、この記述の中には書かれていないので、このままでは、私たちがどうすればいいのかというのを考えるということになると、結局、食器の材質をどうするかというのは、市民にはどういう形で知らされて、どう決定してしまうのかをお聞きする。

○竹田教育部副参事 まず、この基本計画の中では、食器はどの材質にするかということについては書かない。引き続きの検討とさせていただくという記述のままなので、まだ計画においては材質を何にするかという話にはならないので、1か月、2か月、3か月の中で動くということではない。

いつまでにどういった動きで市民の方に共有するのかという点については、どういう方法がいいか、いま一度考えているので、まだ今お答えできないが、いずれかの方法で皆様に申合せをしていきたいとは考えている。

○岩崎委員 書かないということと、どういう方法がいいかとおっしゃったが、どういう方法というよりも、書かないもので計画がスタートして支障がないのかをお聞きする。

○竹田教育部副参事 先ほどの説明のとおり、給食センター建て替えに当たっては、いつか決めておかなければならないことであることは間違いないが、現時点の基本計画のこの段階においては、まだ決め打ちをしなくても大丈夫、もう少し検討の時間をとっていきたいと考えている。

○岩崎委員 そうすると、計画に書かないとなると、次の公のものというのは、実施設計とか、そういう形になるのかもしれないが、どこに記載が行われるのかをお聞きする。

○竹田教育部副参事 現時点、何をもって計画書とか、どういったものをもってご説明するかというのはまだ決めていないが、どこかで皆様にはお伝えをしていきたい。その方法についてはまだ決まっていない。

○岩崎委員 今の段階では決まらないし、私たちも知る

こともできないということはわかるが、そしてまた、どこのタイミングで出すかということはまだ言えないということになると、私たちが考えざるを得ないのは、知らないうちに決まっていくのかということを危惧するが、そうではないということの何か具体はあるのだろうか。

○竹田教育部副参事 冒頭の説明でも申し上げたとおり、食器の変更が必要となるという点について、陳情も頂戴したということで、皆様の関心の高い事項ということでは理解しているので、食器の変更が必要となる理由や考え方については丁寧にお伝えするということが重要だと考えている。その方法が、まだお示しはできないところだが、何かしらの形でご紹介、ご説明の機会をつくっていかなくてはならないと思っているので、現時点ではまだ決まっていないというところで回答させていただく。

○岩崎委員 ありがとう。こういう強化磁器というのは、なかなかメーカーさんというのがいろいろあるのかもしれないが、先だって私の質問のときに、市長が、お世話になっている自治体の話をされた。引き取っていただくというようなところの。そういうように、探してみるといろいろなメーカーさんというか、そういう場所場所のところでもまだしっかり作っていらっしゃるところがあるのかをお聞きする。今契約していらっしゃるところが難しくなったという話も聞いているが、要するに、そういう強化磁器というものを作っていらっしゃるところが、日本の中にはまだまだ多くあるのかをお聞きする。

○竹田教育部副参事 引き取ってというところが最初にあったが、引き取っての話ではなくて、今、そういった強化磁器を作っていらっしゃるところがあるかというお尋ねでよろしかったか。

あるが、陶磁器製品ということで、工業的な製品というよりは工芸的な製品だとも言われていて、大量生産がなかなか向きにくい、そういうような磁器食器ということも聞いている。いろいろなところで、いろいろな情報を今集めているので、そうしたことを含めて、もう少し時間をかけて検討していきたい。なので、このたびは、決め打ちはまだしないというところで決定をしていきたいと思っているので、その点をご理解いただければと思う。

○岩崎委員 ありがとう。強化磁器を使っていらっしゃる自治体というのは、まだ多くある。近隣市でも使われている状態なのかをお聞きする。

○竹田教育部副参事 近隣市ということだが、私たちが

ある程度見ることができる調査物というのは、東京都内のものになる。全国的な数字は、残念ながら確認しやすいものがないので、個々聞き取りをしているような状況ということは前置きさせていただく。

東京都内におくと、23区は強化磁器が多い。新しいセンターで支部のほうになってきているものについては、だんだんと強化磁器以外の材質に移っていく、そのような傾向があるように聞いている。23区のほうで強化磁器が多いのは、自校式が基本となっている、センターという大きな、給食センターという大きな建物がなかなか造れないというところで、小規模で学校で給食を実施されている自治体については強化磁器の採用、実績が今まだ多いような状況である。

○岩崎委員 ありがとう。自校式だとかセンター式でいろいろ違いはあるが、なさっているのは強化磁器に対する何かしらのスタンスでやっているのかと思ったので、一旦いろいろお聞きした。ありがとう。

○大くま委員 一般質問も含めて、今、様々な状況、確認してきたかと思うが、今、資料で示された計画では、検討を今後どう進めていくかというところで、児童・生徒の安全性と衛生面を最優先に、教育的観点、環境負荷、作業性、コストなど、多角的かつ総合的な視点から比較検討を行い、将来を見据えた最適な選択を目指す書かれている。

この安全性について、まず、PEN樹脂食器の製品としての安全性について、市はどう考えているのかお聞きしたい。

○竹田教育部副参事 PEN樹脂というのは、先ほど陳情にもあった。皆さんもご承知のとおり、確かに石油由来の製品ということになるが、最近では、赤ちゃんが使う哺乳瓶の材質にもなるものなので、そうした意味での安全性は担保されているものと考えている。

○大くま委員 ありがとう。その点については、少し安心した。

製品としての安全性とお聞きしたのには、もう一つ安全性ということ考えると、マイクロプラスチック、先ほど陳情者のほうからもあったが、そういった問題についても考慮する必要があるのではないかと今思っている。例えば、ブラジルのサンパウロ州研究支援財団では、既に人間の骨の細胞からマイクロプラスチックが検出されている。それが、骨の弱体化や変形、病的骨折につながる可能性が示されたと発表されているし、9月21日には、アメリカのニューヨーク大学などの研究グループが医学

誌に発表した論文で、プラスチックの柔軟性を高めるために使用されるフタル酸エステル、合成の高いプラスチックをつくる原料などとして使われるビスフェノールA、材料の耐熱性と撥水性を高める有機フッ素化合物PFASに、妊婦や胎児、子どもがさらされた場合どのような影響があるか調べた数百の最新の研究を検討した結果、これらの化学物質が心臓病や肥満、不妊、ぜんそくなど、広範囲にわたる長期的な健康問題と関連していると結論づけ、子どもたちが健康で長生きできるようプラスチックへの接触を減らす必要があると、緊急の呼びかけを行っている。

これは、マイクロプラスチック一般全体での話なので、PEN樹脂食器のマイクロプラスチックがという話にはならないのかもしれないが、こういった課題があると。今、生産から廃棄までのサイクル全体を規定しようとする国際プラスチック条約の取り組みがなかなか難航しているが、取り組みが進められている。安全性を最優先するというのであれば、製品として使用した際だけでなく、こうした廃棄やマイクロプラスチックとして流出した場合についても考慮すべき、そういう必要があるのではないかと考えるが、この点について市はどのようにお考えになるのかお聞きしたいと思う。

○竹田教育部副参事 いろいろなご心配の点があるということ、やはりそれは関心の高さにつながっているものなので、その点についてはいろいろな情報を当たってみたいと思う。大分細かな情報も頂戴したので、そうした点についても見ていきたいと改めて思う。

また一方で、今、安全性というところは、材質そのものから溶け出すんじゃないとか、ゆくゆく蓄積されていってしまうのではないかと、そうしたご心配の点としては、ご意見頂戴した。

一方で、もう一つの安全性が、強化磁器が1つ比較対象になっているところになるので、その点、どうしてもなるが、割れによる食品への混入とか、手指をけがするだとか、そういった事実が起きている。こうした事実があるので、安全と一言でくると幅がとても広いが、様々な点で見ていく必要があろうかと思っている。

今ご指摘いただいたところも含めての、繰り返したが、素材の比較ということになってこようかと思うので、その点で検討は見守ってもらえればよろしいかと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○しのづか委員 1点だけ確認する。

以前いただいた大まかな建設スケジュールを見ると、

令和11年度、2029年度の建築設計となっているが、今お答えいただいた検討というのは、実施設計までには決定をしていくということか。

○竹田教育部副参事 スケジュールに照らして、いつまでに素材を決めればよいかという点のご質問と理解させていただきます。

今まだ手法、手法というか、皆様にどうやってお示していくかとか、検討内容について詰めさせてほしいということを答えさせてもらっている。いつまでにといいところも、改めて見直しをしているところだが、おおむね今から1年ぐらいでは決めていかないと、後々影響してきってしまうかと、現時点、見込んでいます。

○しのづか委員 それまでの間で、以前、岩崎委員の一般質問でもお答えしていただいたと思うが、様々関係者の方の聞き取りというのを、学校関係者とか給食センターで働いている方とか、そういう方の聞き取りも行うというようなご答弁があったかと思うが、そういったことも考えていらっしゃるのだろうか。

○竹田教育部副参事 そういったことは考えている。どういった方法で、どういう対象というところとちょっと失礼な言い方かもしれないが、どのような方々にどのようなポイントでお話を聞こうか、そういったところ、また、どういう意見を聞いた上で、どこに説明をしていこうか、どう進めていくかという部分を再検討しているところになるので、繰り返しのところだが、皆様に検討経過をお見せしていくべきと思っているので、引き続き見守っていただきたいと思う。

○しのづか委員 その中に、学校の子どもたちというのは入っているか。

○竹田教育部副参事 予定だが、聞いていこうかと思っている。

○岩崎委員 今、子どもたちにお聞きするという話が出たが、子どもたちに聞く場合に、この間私たちの勉強会のように、お見せして、どっちがいいと思うみたいな聞き方ではなく、こういうのはこっちの利点とあまりよくない利点とあるという、こっちにはこういう利点もあるということ、しっかり食育とか環境とか全てを、ある程度年齢にもよるが、学年にもよるが、伝えた上で、それでも今まで使っていた食器とどっちがいいかということで、教育現場だから、その点はそのような伝え方で、子どもたちが学ぶという視点と、そしてその上でどう判断するかという視点も含めながら、ただアンケートとか投票するみたいな、そんな感じではなく、学習した上で

選んでもらうというか、あるいは選ぶかどうかも別だが、教育委員会が決めた上でご説明するとかもあるが、いろいろなことはそうしていただきたいと思うが、いかがだろうか。

○竹田教育部副参事 おっしゃるように、小学校1年生から中学校3年生までが使うので、同じ説明をしても、同じような理解には、なかなか難しいところもあるかと思う。また、児童生徒への声を聞く、これは大事なことだと思う。一番身近に使う人たちなので、そこは大事にしていきたいところだが、どのような形で、どういったお話の時間を使いながら調査させていただけるのか、アンケートさせていただけるのかということところは、学校などとの調整になるので、そうしたところも、方法をどうしていくか考える部分として検討していきたいと思っているので、ちゃんと聞いていくという動きはとろうと思っているので、また改めて、どういった形か報告をさせていただきながら、説明を進めていきたいと思っている。

○岩崎委員 手法もそうだが、理解をした上で判断できるような、こっちのほうがいいという感覚ではなく、これだとかこういうことが起こるということも伝えていただきたいというところはお願いしたいと思う。

もう一つ思ったが、今、事業スケジュールを書いているが、PFIでやっていきたいというような感じになっていると、事業者が含まれる前に、市として決まっていくという、市のときに決めていくのか、民間のPFIも考えながら一緒に決めていくのかをお聞きしたいと思う。

○竹田教育部副参事 協議会のほうでも、この計画についての説明をさせていただくので、そちらでもう少し詳しくなろうかと思うが、PFI手法を選択したいということ、今確かに考えている。他自治体の取り組みなどを見ても、PFIの事業者さんに食器の選定もお願いするやり方もあれば、食器の選定は市のほうで行ってからお願いをするというやり方、様々あるようである。

多摩市に関しては、食器の選定は多摩市のほうで行い、そういった内容での発注というかお願いをしていく、そうした流れをとっていこうと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

○しのづか委員 7陳情第2号、学校給食の食器に関する陳情について、趣旨採択の立場から意見を述べる。

ただいま市側にも説明をいただいたとおり、基本計画の段階では食器の選定というのは明確に記されていない。今後きちんと様々な総合的な判断の中で検討して、そしてそのプロセスもきちんと公開していくというご答弁をいただいた。しっかりと陳情者の趣旨、陳情趣旨に基づいて、きちんと検討していただきたいと思います。

○松田委員 それでは、本陳情に対して意見討論をさせていただきます。

今回のこの陳情なのだが、内容のほうのご説明とご検討をと内容だったと、現状見る限り思っている。一般的にある陳情の白黒つけるというような話ではないと思っていて、先日の一般質問の内容においても、行政側の答弁として、幅広い視点から検討を継続するところと、環境への配慮という部分でも、丁寧に確認しつつ慎重に判断していくと言っている。この陳情の内容は行政にとって、このスタンスは特段大きくずれていると思わないので、今後の動向を見守るというところで、趣旨採択とさせていただきます。

○大くま委員 7陳情第2号、学校給食の食器に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場で討論を行う。

給食センターの更新に伴って検討されている給食食器のあり方について、食育の視点なども含め、改めて強化磁器の使用継続も含めて丁寧な検討を進めていくという市の姿勢は、この間、確認されたと思う。

今後、安全性と衛生面を最優先としつつ、教育的観点、環境負荷、作業性、コストなど、多角的、総合的に検討するということであるので、その検討の状況を議会や市民に対しても丁寧に知らせつつ検討を進めてほしいと思う。

また、最優先とされた安全性については、マイクロプラスチックなどによる環境汚染が問題になり、国際プラスチック条約の取り組みが進められる中で、製品としての使用のみならず、生産から廃棄に至るサイクル全体を見つめ検討を進めることを求める。

本陳情の求める子どもたちへの食育の視点や環境への配慮に基づいた食器選定や、陳情理由に述べられている市民に対してわかりやすい説明というのは、当然とすべきことだと考えている。

以上を申し上げ、7陳情第2号、学校給食の食器に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

○おにづか委員 7陳情第2号、学校給食の食器に関する陳情について、あすたま・女性の力を代表して、趣旨採択の立場で討論する。

学校給食の食器は、単に料理を盛りつける道具ということではなく、食育の観点や衛生管理など、そして時代の変化に伴う素材の進化など、様々な背景を持って選ぶ必要がある。強化磁器は重みがあり、丁寧に扱う習慣を身につけるなど、近年主流になってきているかと思う。PEN樹脂については、耐熱性が高く、環境ホルモンの心配が少ない素材で、軽くて扱いやすいことが多くの自治体に採用されているようである。それぞれ特徴もあり、今後決定するに当たり、一番身近で子どもたちが食器を使っているわけで、今、食育ができる環境があるのかということも、私も一般質問でも話したが、とても短い時間で、子どもたちは本当に勢いよく食べるという状態の中で、今後給食を含めたいろいろな環境を変えていくことも含めて、検討いただきたいと思います。

今後、他市など、あと子どもたちの意見はもちろんだが、調査研究を重ねていただきたく、ぜひよろしく願います。

以上をもちまして、趣旨採択とする。

○岩崎委員 ネット・社民の会を代表して、この陳情に対しては採択の立場で意見討論をさせていただきます。

先ほど陳情者がおっしゃっていたように、様々な中でも、今使っている磁器食器をPEN樹脂食器というか何かに変えるということになると、それだけに、今までせつかく変えてきた子どもたちへの影響も懸念されるところだというのは理解できる。

そうすると、今、教育委員会のほうで、今までは、これでいいのではないかとということで、一番いい選択肢がPEN樹脂食器ではないかと思われてた時期もあったかと思うが、少し深く考えてくださるというような慎重な検討もしていただけるようであるので、それは大変ありがたいと思っているし、ぜひとも慎重な検討の上で最適な判断をしていただきたいと思います。

その意味では、この陳情の439名という方の署名があったということも報告があった。そのようなことも踏まえながら、この陳情は重たいということを考えて、採択にさせていただきます。

○渡辺委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が3名である。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は趣旨採択すべきものと決した。

ただいま趣旨採択すべきものとした陳情については、市側に対応を求める内容のため、執行機関に送付したいが、よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただく。

日程第2、第96号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、第97号議案 多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、96号議案及び97号議案についてご説明申し上げます。

本案2件は、国が来年度中に全国規模で導入を目指しているPMH、すなわち個人番号カードを利用したオンライン資格確認システムによる医療費助成を本市において来年3月から運用するに当たり、当該2件の条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成を受ける際に、オンライン資格確認に対応した医療機関等で個人番号カードを提示した場合にも医療費助成を受けられるよう内容を改めるものである。

詳細については、廣瀬子ども・若者政策課長から説明をさせる。

○廣瀬子ども・若者政策課長 第3回の定例会で補正予算、お認めいただいて、現在システム改修を進めているところである。

子ども青少年部長からあったとおり、2件の条例については、現在の医療証に加えて、個人番号カードを医療機関に提示をした場合にも医療費助成が受けられるというように加えるものである。

条例の施行は公布の日からというふうで予定している。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより第96号議案に対する討論に入る。意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第96号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手

を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

これより、第97号議案に対する討論に入る。意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第97号議案 多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第98号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 第98号議案についてである。

これまで本市では、市内認可保育所等に補助金を支弁する際に、運営費補助金基本額に保育士配置基準に関する1歳児加算を独自に上乗せしてきたが、本年度から国の公定価格に1歳児配置改善加算が新設されたことにより、国の公定価格と市の補助内容が重複することとなったため、本条例の一部を改正し、重複部分の見直しを行うものである。

詳細については、西幼児教育・保育担当課長より説明をさせる。

○西幼児教育・保育担当課長 私より、具体的な部分、説明をさせていただく。

まず、昨年度、令和6年度、保育園に通う4歳、5歳児については、制度発足以来75年間、国として変更がなかった配置基準が30対1から25対1に変わった。3歳に対しても、20対1から15対1に変わったといったところが昨年度の動きであった。令和7年度、今回、1歳児についても、国の配置基準が6対1から5対1に変わったといった内容である。

これまで多摩市としては、5対1で既に配置基準、市の単独補助で上乗せをしてきたが、一定の国の要件を満たせば、国から公定価格として加算が出るといったような状況になる。

具体的に要件としては、まず、処遇改善等加算という

ものがあるが、これの国の基準、区分の1と2または3のいずれも取得をしていることであつたりとか、業務においてICTの活用を進めており、1つの機能以上の機器を導入し業務に活用していること、また、職員1人当たりの経験年数が10年以上であること、この要件を満たした場合、国の基準が適用されるといったところである。

あくまでも、この配置基準、同一になったことによる二重補助の解消を目的とした改正である。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○しのづか委員 金額的には、全く変更がないということではいか。

○西幼児教育・保育担当課長 国の基準と、これまで市で補助を上乗せしてきた金額に差はある。国の要件を満たした施設については、国の基準を適用して補助金を交付するが、一部施設、要件を満たせない施設も現時点である。そういったところは、これまで同様に市の補助を出す、市の補助のほう少し低い形になる。

○大くま委員 1歳児に対する5対1の配置が国制度になるということで、保育の充実につながる、これはよかったと思う。

ある意味では、多摩市の先見性もここで示されたと思うが、反面では、これまで多摩市も他市より頑張っているということで、何度も取り上げられてきたこの制度が全国展開するということになれば、多摩市の子育て施策の優位性ということで考えれば、1つ減ってしまうということにもなる。処遇改善が進められているとはいえ、いまだに全産業平均から見れば処遇も低いような状況が続く中で、保育環境や保育の質の向上に資する取り組みをどんどん前進させていくことがあってこそ、多摩市の魅力というのが他市に比べても光っていくと考えているが、このことについて、市のお考えを伺いたいと思う。

○鈴木子ども青少年部長 今ご質問いただいた部分、確かに国の制度が本市の制度に追いついてきて、先ほどのづか委員からもあつたが、内容的には少し多摩市よりも手厚くということで、制度が追いついてきたかと思つている。

大くま委員からは、魅力が減ってしまうのではないかという趣旨かと思うが、私ども、追いつかれる数よりも、新たに先駆的に取り組んでいる数のほうがたくさんある。そこは市議会の皆さんにもお認めいただける部分かと思う。誰でも通園制度しかり、あるいは、逆に遅れていた部分でもあるが、放課後子ども教室とか、様々な対策に

今着手をしている中であるので、ご指摘いただいたようなことが現実にならないように、本市としては、様々な市民ニーズに応じていけるように取り組んでいきたいと考えている。

○岩崎委員 今のように、国のお金になって、もらえるということで、今まで一般財源的に同じ部署で使つていたお金というのは、一旦はプールというか、部内で、ほかにもこういうものに使えるかもしれないというような考え方というのは庁内で提示できる状況なのか、それともこれはこれで切り分けなければいけない状況なのかを、ちょっと確認したい。

○鈴木子ども青少年部長 これも、本会議で一般質問でいただいた部分だが、基本的に一般財源のその時点での市民需要、かつてはコロナがあつたり、その前には3.11があつたり、様々な社会状況の変化に応じて、市が柔軟に対応するために使用できる財源というのは一般財源でもある。

なので、一度何かの事業に充てたから、もうそこは既得権的に、例えば子どものものにしか使わないみたいな、そういう運用は市全体で行っていないので、ただ、ご質問いただいたような趣旨としては、我々としても、今まで負担していた部分が一定軽減されたから、これまで取り組めなかった新たな制度に着手したいというような、そういう動きはもちろんするが、担保されるようなものではないということでご理解をいただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第98号議案社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よつて本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第99号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、第101号議案 多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3案を一括議題とする。

これより、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、まず、第99号議案についてである。

本案は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、当該基準府令に準じて本条例の一部を改正するものである。改正内容は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例で引用している条文に項ずれが生じたため、条例の一部を改正するものである。

次に、100号議案についてである。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、児童福祉法及び国家戦略特別地域法の一部が改正されたことに伴い、当該基準府令に準じて当該条例の一部を改正するものである。改正内容は、乳幼児健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときには、家庭的保育事業者等は、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができるとするものである。また、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴う項ずれに対応するほか、これまで国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化するものである。

次に、第101号議案についてである。

本案は、児童福祉法及び国家戦略特別地域法の一部が改正されたことに伴い、本基準府令に準じて当該条例の一部を改正するものである。改正内容は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴う項ずれへの対応、及び、これまで国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化するものである。

詳細については、西幼児教育・保育担当課長から説明申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 具体的な部分、説明をさせていただきます。

まず、本年9月に、国より2つの内閣府令が公布された。1つが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令といったものである。もう一つが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令である。どちらも児童福祉法上従うべきまたは参酌すべき基準となっていることから、市で該当となるこの第

99号議案から101号議案の条例の一部改正するものである。

今申し上げた2つの内閣府令で市の条例の改正が必要となった基準内容は3つある。まず1つ目が、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に関することである。こちらは、児童福祉法上従うべき基準として規定をされているものである。10月の児童福祉法の改正に伴って、保育所等の職員による、虐待に関する通報義務等が創設されたことにより、児童福祉法第33条の10に、新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例の第25条中で、同条を引用している第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改正するものである。なお、この第33条の10であるが、虐待行為の内容が規定されており、暴行やわいせつな行為、著しい減食、長時間の放置、施設職員等としての養育または業務を著しく怠ること、著しい暴言、拒絶的な対応などが規定されている条文となっている。

また、併せて、職員が幼保連携型認定こども園である場合と幼稚園の職員である場合も、内閣府令に合わせて含めた形としている。

これについては、まず、第99号議案、案100号議案、101号議案ともに改正が必要である。

2つ目であるが、地域限定保育士の一般制度化に関することである。

まず、こちらの地域限定保育士とは、都道府県が、これまで、平成27年度から国家戦略特別区域内に限り認められていた、保育士不足に対応する地域限定保育士制度であったが、10月の児童福祉法の改正に伴って、特に保育人材が不足するおそれが大きい地域において、集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として児童福祉法上に創設され、一般制度化された。このことに伴い、内閣府令に従って東京都の区域に係る地域限定保育士の配置についても追加する形で市の条例を改正する。

これについては、第100号議案及び101号議案で改正が必要である。なお、こちらの地域限定保育士であるが、都道府県で試験を受けて登録後3年間は、その地域限定で保育士として、通常の保育士と同様に業務を行うことができる。また、3年がたつと、全国で保育士として業務を行うことができる。ただ、その条件として、新たに今回、1年間の経験が必要だということが国より示されたところである。

最後に3つ目である。乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替に関することである。

これについては、各保育所等における子どもの健康管

理の円滑な実施に資することが目的となっている。具体的には、内閣府令に従って、母子保健法に規定する乳幼児の健康診査が行われた場合、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断全部または一部に相当すると認められるときは、これら健康診断の全部または一部を行わないことができるとされたため、本条例の利用乳幼児の健康診断に関する規定を改正する。なお、健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないと、既に規定されているものである。これについては、第100号議案のみ対象となり、改正が必要となっている。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 ご説明ありがとうございます。では、地域限定保育士の部分についてお聞きをしたい。

まず、今回、家庭的保育事業、また、誰でも通園事業が条例化されるが、それ以外の、例えば認可や認証など、それ以外の施設では、規定するものというのはどこになるのかということ、まずお聞きしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 まず、今ご質問のあったとおり、家庭的保育事業所であったりとか小規模保育所、事業所内保育所といった地域型保育事業所、市で認可している事業所については、誰でも通園もそう、市で認可しているので、市で基準を改正する形になる。

一方で、認可保育施設、施設型給付を行っているところは東京都に基準があるので、対象は東京都となっている。

○大くま委員 ありがとうございます。わかった。

東京都で、この地域限定保育士の制度の運用が今後どうなっていくのかという見通しと、市内での影響については、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思う。

○西幼児教育・保育担当課長 今回、内閣府令に従って改正をしなければいけないという規定があるので、多摩市も条例改正をする形になるが、東京都のほうだが、現状を先週確認したところ、現時点では実施の予定は今のところないといったような回答を得ているので、そうすると、東京都で試験を実施しないという形になるので、東京都内で地域限定保育士で認定される方は、今のところ想定はされていないといった状況である。

○大くま委員 今のところ想定はされないが、内閣府令に準じてやっていくために改正が必要だということもわかった。

この地域限定保育士制度は、保育士不足に対応してやっていくということなのだが、資格を持ちながら保育で働いていない潜在保育士がたくさんいらっしゃる中で、入口のハードルを下げてても根本的な解決にはならないのではないかと私は思っている。処遇改善や配置基準のさらなる見直しなど、環境整備こそ必要だと思っているわけだが、市はこの保育士不足の理由をどう捉えているのか、こうした課題にどういった取り組みを行っていくのかということをお聞きしたいと思う。

○西幼児教育・保育担当課長 全国的に保育士不足が課題として、課題として上がっている中で、多摩市も保育士不足、これからますます進む可能性もあるかと思っているが、今、多摩市のほうでは、先ほどの1歳児配置改善加算のところでも出てきたが、ほかの自治体に先行してもう既に配置基準を国よりも先に5対1に変えて対応してきたところでもある。

また、処遇の部分といったところもあるのかと思うが、これは昨年度も国のほうで10.7%、国の人勧に伴って改正をしたといったところで、多摩市のほうもそれに対応してきて、処遇のほうも大分上がってきているところである。

そんな中で、多摩市も市の単独事業のほうで民間保育所補助事業をやっているが、特にその中でも増配置改善加算というのをやっている。現場を回ってみると、最近、保育ニーズの高まりの中で、特性も様々といったところで、通常配置基準どおりではやはり足りないといったようなお声も現場のほうから聞いている。そういったところで、多摩市は市の単独事業で増配置改善加算を行っており、特性のあるお子さんに保護者の同意を得た上で保育園のほうがつく先生を雇った場合、そういったところでも加算しているので、そういったところでは他市に比べて充実できているかと思うので、引き続き現場の声も聞きながら、処遇だけじゃなくて、現場に合わせた対応をしていきたいと思っている。

○大くま委員 市としても、そういった環境整備に力を尽くしているとわかった。

地域限定保育士は、実技試験を免除するという問題や、国家資格の試験と地域限定保育士試験で格差が生まれるのではないかと懸念などが指摘されている。市として、保育の質の確保の観点から、当面東京都でやられるということ想定されてないということだが、今後も、状況を注視しながら質の確保に取り組んでいくことが求められると思うが、先ほどと重なる部分はあるかと思う

が、その点を伺って質疑を終えたいと思う。

○鈴木子ども青少年部長 今幼児教育・保育担当課長ともやり取りをしていただいた中で、やはり保育の質というのは多摩市が高く掲げて、子ども真ん中で取り組んでいるところなので、ここはしっかり守っていきたくと考えているが、幼児教育・保育担当課長の答弁にもあったが、やはり人材が不足しているというのは事実である。保育士の職域というのは、今組上に上がった認可保育所だけではない。市内で認証保育所もあるし、学童保育でお仕事いただいている方の中にも多く保育士さんがいらっしやる。あるいは、今学卒というか学生さんが卒業してくる場合に、幼稚園教諭と保育士の資格、こちら両方を取って、卒業して就職されてくる方が非常に多い傾向にある。そういった中では、幼稚園の現場でも、やはり保育士の確保、幼稚園教諭の確保が厳しいというお話はいただいているので、やはり質の担保はしつつ、働きやすい環境、そして、しっかり多摩市民の保育ニーズ、幼児教育のニーズに応えられるようにしていくということで、不足する部分は市単独でも一定のことを考えなければいけないと思うが、やはり働き手不足という社会的な状況については、受け入れないということではなくて、いかに安全に受け入れていくかということをしっかり念頭に置いて、市として取り組んでいきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより第99号議案に対する討論に入る。

意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第99号議案多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

これより第100号議案に対する討論に入る。

意見討論はないか。

○大くま委員 第100号議案、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、可決すべきとの立場での討論を行う。

今回、この条例は、法改正に伴うもの、基準府令の改正に伴うもので、予定はされていないが、改正をしておかなければいけないということも質疑の中で明らかになった。そういったことを鑑み、条例自体には反対をしていない。

しかし、本条例改正案は、これまで国家戦略特区でのみ認められていた地域限定保育士を一般制度化する法改正に対応している。地域限定保育士制度は、保育士不足の中で実技試験を省略することで資格の受験基準を引き下げ、資格取得者をふやそうという制度である。実技試験を省略することによる保育の質への影響や、国家資格の視点と地域ごとの視点の水準が同一になるかという課題が既に指摘されている。そもそも資格を持ちながら生かさない選択をする潜在保育士がたくさんいる状況にもかかわらず、保育士不足になっている。保育士を志しながら、そこで働けない方が多くいる状況の背景には、処遇改善が進められていても、いまだ他産業と比べて著しく低い給与水準や、保育士1人でたくさん子どもたちを見なければならぬ配置基準の不十分さがある。

保育士不足を本当に解決しようと思えば、保育という仕事の価値を上げていくことが必要である。保育の質を向上させると同時に、保育という専門職に見合う処遇改善を図る、こうした取り組みを抜きにして規制緩和で資格取得を促したとして、本当に保育現場で働く方がふえるのだろうか。むしろ処遇改善と逆行する事態になるのではないかと危惧している。

保育は、子守や誰でもできる仕事ではない。保護者の就労を助けるだけでなく、保護者に対して、子育てのノウハウや生活習慣の援助、子どもの理解への援助、子どもの育ちに必要環境の提供、地域へのつながりの支援や外部支援への情報提供、困難を抱える家庭への支援など、質の高い保育が実現してこそ、これらの子育て支援が可能になる。施策の柱に子育てを位置づける多摩市として、保育の専門性や職務内容に見合う賃金や処遇の改善、社会的認知の向上にさらに取り組みを進めることを求めて、第100号議案、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、可決すべきとの立場での討論とする。

○渡辺委員長 ほかに意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第100号議案多摩市家

庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

これより第101号議案に対する討論に入る。

意見討論はないか。

○大くま委員 101号議案、多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

先ほど100号議案で行った討論と同様の趣旨で可決すべきものとの討論とする。

○渡辺委員長 ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第101号議案多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第102号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、第102号議案についてである。

本案は、多摩市貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校の校舎内に移転することに伴い、名称を多摩市豊ヶ丘小学童クラブ、位置を多摩市豊ヶ丘2丁目4番地1とするため、多摩市学童クラブ条例の一部を改正するものである。

改正条例の施行は令和8年、2026年4月1日を予定している。

よろしくご審議のほどお願いする。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○岩崎委員 以前から少し質疑があった件かと思うが、今現在、あと3か月ほどでその豊ヶ丘小が出来上がるのかと思うが、今の現状はどういう状況で、あまり課題もなく済んでいるのかをお伺いする。

○長谷川児童青少年課長 現在、現地のほう、夏休みの

工事終わり、順調に進んでいる。11月には、校長先生、副校長先生、私ども、また受託予定の事業者と事前に、調整を進めているところである。

現状としては、順調に進んでいるというところでご報告をさせていただく。

○岩崎委員 その件はよかったが、児童さんとか保護者さんというのは、周知はどんな感じか。

○長谷川児童青少年課長 基本的には、工事等が入るタイミングで、学校を通して周知をさせていただいている。また、議会のほうでもご説明する予定ではあったが、学童クラブは申請第1期始まっているので、そちらのほうで、貝取学童クラブについては豊ヶ丘小学童クラブのほうに転籍ということも含めて、申請書には記載をしているので、そういったところも含めて、保護者にもしっかりと周知をしている。

○岩崎委員 スタートが来年の4月1日ということで、3月31日までは今のところ、そして1日からという動きなのか。

○長谷川児童青少年課長 おっしゃるとおりである。

○岩崎委員 今までのところは、最初に始まりのところでは少し市民の方から気になるというか、大丈夫なのかという話もあったが、今現在、丁寧に説明し進めてくださっているようであるので、今後ともよろしくお願ひしたい。

○大くま委員 今、学校を通じての周知をしているということだった。そこで、保護者の方、子どもたちなどから、どういった意見が出ているか。特に出てなければ出てないでいいが、出ていないのかということも含めてお答えいただきたいということと、1次の申込みがあるが、その状況の今年度との比較などで何か傾向の違いがあるのかどうかをお聞きしたい。

○長谷川児童青少年課長 保護者やお子さん方から、直接的に私どものほうにお声ということではないが、事業者を通して、運営に向けての解決すべきもの、心配事等は、随時調整をしながら進めている。

また、新年度に向けての傾向というところだが、基本的には、申請者でいくと減少傾向になっている。ただ、まだ第1期しか申請終わっていないので、最終的には、学童クラブ第5期までという申請ではあるが、1期のところを見ると、少し減少しているところかという印象である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

○大くま委員 第102号議案、多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、可決すべきとの立場での討論を行う。

まず、豊ヶ丘小学校内に学童クラブが移転することについては、子どもの通所リスクの低減や保護者の要望などにもかなうものとして評価をしている。一方で、現状の貝取学童クラブと比較すると面積が大きく減ることや、定員が減ることで、子どもたちの生活の場としての環境が悪化するのではないか、また、待機児などが発生してしまうのではないかと懸念は、これまでも議会で触れてきたとおりである。また、学校内に設置することで利用者がふえる可能性もあると考えている。学童クラブに通う子どもたちやその保護者への丁寧な説明や働きかけを求めるとともに、学童クラブでの子どもたちの生活の状況に注視をし、必要な環境改善や拡充については迅速に取り組むことを求めて可決すべきとの立場での討論とする。

○渡辺委員長 ほかに意見討論はないか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第102号議案多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、所管事務調査、誰ひとり取り残されない学びの保障としての不登校支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。本件について、令和7年6月19日に、子ども教育常任委員会の2年間のテーマを誰ひとり取り残されない学びの保障としての不登校支援についてとした。その後、令和7年9月16日に行政視察等の調査研究を行った成果については、その調査結果を市政への要望提案としてまとめ、なおかつ市民にも報告する必要があるということで、全委員の合意が得られたため、2年間のテーマを所管事務調査として正式に位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、テーマに関連した先進市として、10月21日から22日にかけて大

阪府大東市、奈良県大和郡山市へ行政視察を実施した。

10月21日の大東市役所では、大東不登校支援モデル「学びへのアクセス100%」について、この支援モデルをつくった経緯や多層に選べる不登校支援についてお話を伺った。また、学校以外の過ごす居場所として教育支援センター「ボイス」については、現地を視察させていただき、取り組み内容と成果、組織体制等についてお話を伺った。

翌日の10月22日の大和郡山市では、同市が掲げる不登校対策総合プログラムの1つである分教室「ASU」について、文部科学省の教育特区を受けて開設されたこと、様々な事情で学校に行きづらい子どもたちが学校以外の場所で学ぶための小さな教室であること、また、ASUでは、不登校児童・生徒を対象とする学校設置に係る教育課程を弾力化できる措置を受け、学習指導要領を根本から見直し、独自の教育課程と評価を作成して事業を進めていること等、その役割や運営について実際の授業の様子などを画面に映しながらお話を伺った。

ここまでこのように進めてきたが、今回の視察を通して得られた知見については、委員間で振り返りを行い、テーマに関する課題は何かも協議しながら、次の調査研究にどのようにつなげていくか議論を深めていきたいと考えている。

については、今後とも先進市の視察や意見交換を行うなど、調査研究を進め、誰ひとり取り残されない学びの保障としての不登校支援について協議を行っていくことでご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告するということが議会運営委員会において確認されているので、今定例会週最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任いただきたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第10、特定事件継続調査の申出についてを議題とす

る。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。ここで協議会に切り替える。

午前11時21分休憩

(協議会)

○渡辺委員長 それでは、協議会に入る。

協議会1、第4次多摩市生涯学習推進計画中間見直し版(素案)について市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 本件については、計画中間年ということで、今年度、この後、来年以降、計画後期についても中間見直しについて検討を進めてきたところである。

今回、素案を取りまとめたので、素案の概要と今後の予定等についてご報告を申し上げるものである。

報告については、垣内文化・生涯学習推進課長から申し上げます。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、第4次多摩市生涯学習推進計画の中間見直し(素案)についての報告の縦書きの資料のほうをお開きいただきたい。

本計画については、令和3年度に10か年計画として策定して、ここで計画開始から4年が経過したので、当初の計画に沿って中間期である今年度見直しを進めてきた。今回素案を取りまとめたので、素案の概要と今後の予定について報告させていただきます。

これまでの経過については、ご覧になっていただいたとおり、庁内の本部会議、また多摩市学びあい育ちあい推進審議会のほうで推進状況を報告、協議、そして、市民インタビューなどを実施しながら、素案を取りまとめてきた。中間見直しの概要については、後ほどご説明させていただきます。

今後の予定については、パブリックコメントを12月から1月にかけて実施して、それを踏まえて原案を協議し、決定していくというような流れである。パブリックコメントの実施については、12月19日から年明けの1月8日まで、ご覧の場所で実施する予定となっている。

それでは、計画素案の概要についてご説明させていた

だ。資料であるが、今回説明に用いるのは、A4横の中間見直し版概要の資料で、ご説明をさせていただく。今お開きいただいていた資料の隣の資料となるので、そちらをお開きいただきたい。

資料の2ページ目、中間見直しの趣旨ということで記載がある。本計画開始から4年経過した中で、その間、パルテノン多摩のリニューアルオープン、また、市民活動・交流センター、K I T A K A I さんぽ館、あるいは中央図書館のオープンといったところがあって、市民の生涯学習の場が変化しているというところ。

また、こうした施設の整備に伴って、施策の状況も変化しているということがある。例えば、リニューアルしたパルテノン多摩では市民学芸員との協働事業、また、市民活動・交流センターでは、市民が講師として実施する講座などを新たに開始して、市民が担い手となって活躍できる場が広がっているところである。そのほか各分野の施策の動向にも変化があるので、こうしたことを踏まえて見直しを行っている。

また、国の動向としては、令和5年6月に教育振興基本計画が閣議決定された中で、ウェルビーイングの向上をコンセプトとして掲げながら、「社会人のリカレント教育」「障がい者の生涯学習」「外国人の日本語の学習」等について重点的に議論が行われてきたところである。

ついて、2ページ目、本計画の位置づけであるが、この生涯学習推進計画については、各部署で実施される施策について、生涯学習の視点から体系化をして取りまとめているものである。したがって、この計画推進に当たっては、第六次多摩市総合計画を基軸としながら、文化・芸術、スポーツ、教育等様々な分野の個別計画との整合・連携を図りながら進めているところである。その関連性はご覧のとおりである。

ページをおめくりいただいて、今回の中間見直しの対象範囲と計画期間というところである。この令和3年度の計画策定以降、新型コロナの拡大など、生涯学習を取り巻く社会環境は大きく変化しているところではあるが、この「計画の基本理念」や「目指す方向」「推進項目」については、この計画の根幹をなすものであって、国・都の動向と照らし合わせてもその妥当性、普遍性は揺るがないものと判断して、今回の中間見直しでは、こうした基本的な部分については変更を加えず、引き続き発展させていくという方向とした。

その中で、国・都、市の動向、市民の現状から収集した現状、新たな課題を踏まえて、個別施策を中心に見直

しを行っている。なお、この計画期間であるが、10年間の計画ということで、令和8年度以降を中間見直し版の適用範囲ということで推進していく。

続いて、ページをおめくりいただいて、施策の体系の部分について、今回の見直しに当たっては、一部新規施策が1点追加したことに加え、重点施策として星印をしたところを重点施策として置いているところである。

おめくりいただいて、本計画、中間見直しということこれまででの計画の成果と課題といったところ、一部本編ではもう少し詳しく詳細を述べているが、一部抽出したところをお示ししているところである。定量評価と定性評価といったところを組み合わせながら、これまでの成果と課題といったところを整理をさせていただいたところである。

また、ページを2枚おめくりいただいて、市民インタビューの実施ということで、まちづくりに関わっている方、障がいを抱えている方、子育て中の方などを対象に、市民インタビューを実施して、それらを踏まえて次のページ、スライドであるが、課題と改善の方向性ということで、5つの主な課題を整理させていただいたところである。

1点目は、リカレント教育をはじめとした学び直しに係る情報収集と発信。また、2点目は増加傾向にある在住外国人への日本語等を習得できる環境の整備。それから、3つ目は障がい者が生涯学習に取り組みやすくなるための担い手の人材育成の推進。4点目は、高齢者や障がい者、外国人等も含む多様な市民が、地域の活動に参加するきっかけづくりや活動の担い手として活躍できるようなサポート。そして、外部評価手法の見直しということである。こうしたところを重点化しながら取り組みと評価を進めていきたいと考えている。

次ページ以降、それぞれ個別施策の細かな見直しの部分ということで、個別施策の例えばSNSを活用した学習の部分については、太字下線が新規追加したところで、太字部分については時点修正ということで、例えば多摩市公式Xについては、旧表現としてはTwitterというような表現がされていたが、時点修正でXというような形に変更している。また、当時LINEといったところはツールとしていなかったもので、新たにLINEを太字下線で追加しているというようなところで、従来なかったようなところの取り組みについては、太字下線で追加をしているというような形で、修正をさせていただいているところである。

特に目指す方向1については、③の生涯学習に関する部分の情報の一元的集約といったところが新規の取り組みの部分である。

また、おめくりいただいて、目指す方向2の部分であるが、こちらに関しては、地域活動の担い手育成の部分、こうしたところで部活動の地域展開や市民活動・交流センターで実施する生涯学習講座といったところを新規の取り組みとして挙げているほか、また、10番の市民企画型講座・事業の拡充といったところでパルテノン多摩のミュージアムの市民学芸員養成講座を追記しているということである。

続いて、目指す方向3の部分であるが、18番の様々な状況に応じた学習・生活のサポートといったところについて、特に障がい者の生涯学習推進に向けた担い手育成の検討、あるいは外国人に対する日本語教室の拡充、そういったところを追加で盛り込んでいるということである。

最後に目指す方向4の部分であるが、こちらについては、19番の市民・民間・行政が一体となった事業等の実施ということで、リニューアルオープンした多摩中央公園における多摩中央公園・多摩センター連携協議会による取り組みであったり、2番目のクリエイティブキャンパス企画室、また、21番はパルテノン多摩のこどもひろばOLIVE、そうしたところを新たに盛り込んでいるということである。

最後のページであるが、こちら目標、進行管理の部分である。主な修正点としては、推進項目の1の広報・情報提供の部分について、今度新規で追加する多摩市生涯学習情報ページの閲覧数の向上といったところを成果目標に据えたいと考えている。

また、外部評価については、今後、学びあい育ちあい推進審議会による評価を実施していくということ新たに盛り込んだところである。

雑駁であるが、計画の見直しの概要ということである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会2、レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会の開催等について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 アイスランドのレイキャビク市が本年5月に来訪され、交流が新たに開始されたこと

を契機として、今後の友好都市提携について、これまで整理をしてきた。

今回、ご提出するのは、レイキャビク市から姉妹都市提携の提案を受けたことを受けて、市民意見を聴取するための市民懇談会の設置等についてである。詳細な説明については、垣内文化・生涯学習推進課長から申し上げる。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは資料、レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会の開催等についてというファイルを開いてほしい。

庁内で、今後先進的な取り組みを実施している自治体や、本市と同じような課題を抱える自治体との連携が想定している中、この5月に、レイキャビク市との交流が新たに開始されたこと、そうした契機として、9月に自治体間交流に関する考え方、特に友好姉妹都市提携について整理したところである。

そうした中で、今後は新たな都市提携を締結するに当たっては、市民の意見を反映させる仕組みといったところを設けるという形にしている。こちらに関しては、相手方の自治体側あるいは多摩市側いずれの場合の提案の場合であっても、そうした懇談会を設置するというような段取りを整理させていただいたところである。

今回、レイキャビク市側からの姉妹都市提携の提案といったことを受けたことを踏まえて、当該懇談会を設置するというものである。また、このほか、市民アンケートも実施するので、その概要と今後の進め方について報告をさせていただく。

まず、1点目、レイキャビク市との姉妹都市提携の検討市民懇談会であるが、構成委員案であるが、学識者として、東海大学の柴山教授、また、市内でアイスランド交流事業に関するイベント等の運営に従事する方ということで、京王ショッピングセンターの京増さん、多摩市国際交流センターの大島さん。また、市内自治会その他地域団体の運営に従事する方ということで、ゆう桜ヶ丘のコミュニティセンターの運営の協議会の赤澤様、そして、市内の公立教育施設における業務に従事する方ということで、諏訪中学校校長の齊木先生、また、あと市内のスポーツ・文化芸術活動に携わる方ということで、多摩市ハンドボール連盟副会長の宮嶋様、多摩子ども劇場理事長の春田様を想定しているところである。

所掌事項について、懇談会については、姉妹都市提携を締結するべきか否か、そのほか姉妹都市提携に関し、市長が必要と認める事項について検討協議を行う。その

結果を市長に報告するというものである。

開催概要については全2回を考えていて、日時としては1月上旬、これまでの経緯のご説明と意見交換ということで、締結のメリット、デメリットについて意見交換、また、1月下旬については、並行して実施している市民アンケート結果の共有とその結果を踏まえた意見交換を実施する。

2点目は懇談会以外のその他市民意見聴取というところであるが、姉妹都市提携の締結について、懇談会のほか2点、市民意見を聴取する。まず、1点目は市民アンケートということで、L o G o フォームを使ったウェブアンケートになるが、無作為抽出の方々へのはがき送付、また、市公式ホームページの公開のほか、市内掲示板やコミュニティセンター等へのアンケート実施チラシを掲示する予定である。

2点目は、子どもたちへのインタビューというところでは多摩第三小学校の6年生というところで、今年度、富士見町立小学校との直接交流事業の実施校ということで、多摩第三小学校の6年生のほうに協力をいただいているところである。

今後の進め方であるが、12月15日、本日、子ども教育常任委員会のほうへ報告をさせていただいて、今後アンケートの実施、そして1月には市民懇談会を開催して、2月に庁内での経営会議での協議を踏まえて、3月に、議会のほうへ姉妹都市締結に関する議案を上程をさせていただければと考えている。

また、同時期に、レイキャビク市側でも議決をするというような運びを今調整しているところである。おおむね首尾よく事が進めば10月上旬に、姉妹都市締結といったところを想定しているというところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会3、一本杉公園野球場(新日本物流スタジアム多摩)ナイター照明の終了について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 こちらについては、受変電設備の更新に伴う一本杉公園野球場のナイター照明終了と、終了に伴う屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の改正予定について、ご報告をするものである。

詳細は、小泉スポーツ振興課長から申し上げる。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、資料の2ページを

ご覧いただきたい。一本杉公園野球場のナイターの照明の終了予定についてご報告をさせていただく。

まず現在、令和3年度に策定した多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画において、一本杉公園野球場については、収支状況また更新に係る工事費、また、市内団体の利用状況等の課題から、ナイター照明については、廃止するという計画を規定をさせていただいている状況である。

このような計画の規定がある中で、今回PCB特別措置法において、来年度、令和8年度中のPCB処分が義務づけられており、一本杉公園内の受変電設備の更新が必要な状況となっている。

また、現在の一本杉公園野球場のナイター照明で使用している水銀灯、こちらが2025年1月をもって既に生産のほうを終了しており、メーカー在庫はいつなくなってもおかしくないような状況である。

また、現在のナイター照明、以上のような状況から、継続使用するというところは困難な状況というところで、受変電設備の更新に合わせ、計画に基づきナイター照明を令和8年11月30日で終了をさせていただきたいと考えている。

なお、通常、毎年12月から3月は施設保守等のためにナイター照明の利用は行っていないので、利用への実際の影響が出るのは、令和9年度以降というような形となっている。

3番の条例改正についてである。ナイター照明を終了させていただくことに伴って、多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例に規定する夜間照明料金を削除するための条例改正案を、令和8年第1回多摩市議会定例会のほうに提案をさせていただきたいということを予定している。

また、今後についてである。一本杉公園野球場の大規模改修に向けては、先ほど申し上げた計画の中では、競技を限定せずより多くのスポーツ競技ができる場への転換とかを規定させていただいているとともに、近年の地球沸騰化を踏まえた対応として、熱中症の予防を目的としたナイターの設置や、多目的利用の推進については、大規模改修に向けて検討をしていきたいと考えている。

今後のスケジュールというところでは、来年3月に条例改正案のご審議をいただく。可決をいただいたら、4月以降利用者周知の上、来年12月以降はナイター照明が終了するというようなところで考えさせていただいているところになる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 ご説明ありがとうございます。ナイター設備、ナイター照明の終了ということだが、ナイター照明の柱であるとか、あぁいったものは今後熱中症予防を目的としたナイター設置及び多目的利用の推進について検討していくということなので、これは除却をせずにとりあえずそのまま置いておくというような対応であるのかということをお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 ナイターを設置している支柱、こちらが今、一本杉公園野球場には設置されている。まず、ナイター照明を来年12月をもって終了した際も、支柱については、当面残置をする予定である。先ほどご説明した、今後熱中症対応のナイター照明というのも検討していくので、その際に有効活用できないかどうかということも含め、検討していく予定である。

○大くま委員 そういった対応になると。この球場については、ネーミングライツでそれが先般始まったばかりだと思うが、その影響などはないのかということをお伺いする。

○小泉スポーツ振興課長 まずネーミングライツ、こちらへの影響というものはないものと考えている。一本杉公園野球場のほう、日本高等学校野球連盟の試合などで活用させていただいて、そういった利用等全て日中の利用ということで、ナイター時間帯等の利用はないので、ネーミングライツへの影響はないものと考えている。

○岩崎委員 更新は、今回のナイター設備を終了させていくに当たって、市内団体の利用が少ないという点が課題とあるが、この一方で、ほかのスポーツも、いろいろなスポーツもということもおっしゃっていたが、今現在はそういう状況でこれから終了していくのだと思うが、やはり熱中症対応という意味では昼間が暑いということで、夜、そこを利用されるために、やはり真っ暗にはできないということでのこのナイター照明なのだろうが、そうすると、やはりつけるということがある程度前提になっていくのかというのを感じるが、その辺はどうか。一旦終了するが、やはり対応していかなければいけないということで、理解していいのか。

○小泉スポーツ振興課長 今後という部分についてのご質問かと思う。今地球沸騰化とも言われる酷暑の進行ということで、スポーツ環境に与える影響というものも大きいと考えている。現時点で、今後大規模改修の際に、まず、ナイター照明が設置されるということをして市として決定しているということではない。ただ、先ほど申し上げ

げた酷暑の進行という中でのスポーツ環境の維持という
ような中では、やはり比較的、熱中症リスクの下がる夜
間のご利用というようなことは、行政としてやはり検
討が必要と考えているので、市民の方のニーズである
とか、そこにかかる更新コストとか、様々な観点から大
規模改修に向け検討を進めてまいりたいと考えている。

○岩崎委員 決定はもちろんしてないと思うが、ある程
度の明るさがないと、危険な面とかいうのもあると思
うのと、あと夏は意外と日が長いので、しばらくナイター
照明がなくても多少は明るいかもしれない。冬は今度、
日が短いということで、冬の場合はもう熱中症対応では
ないと思うが、いろいろな面から考えていくということ
と、一方で、コストということが大きいのかということ
を再度お聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 今ご意見いただいたとおり、
ナイターが設置された場合の効果として、夏の熱中症予
防のほか、それ以外の季節でもスポーツが利用できる機
会の拡大とか、そういった効果というところは期待をで
きる部分であろうと考えている。そういった様々な効果
も含めて、また、先ほど言ったそこにかかる費用とか財
源の確保策、そういったことを含めてトータルで検討し
ていきたいということである。

○岩崎委員 丁寧によろしくお願ひしたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、こ
れで終わる。

協議会の4である。多摩市スポーツ推進計画中間見直
し(素案)について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 多摩市スポーツ推進計画につ
いては、計画の中間年となったので、計画後期に向けた
中間見直しをこの間、検討してきた。今般、素案のほう
が整ったので、そちらについての概要と今後の予定につ
いてご説明を申し上げる。

説明は、小泉スポーツ振興課長から申し上げる。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、協議会資料の4、
多摩市スポーツ推進計画中間見直し(素案)についてを
ご覧をいただきたい。概要版のほうになる。具体的には
2ページからまずご覧をいただきたい。

多摩市スポーツ推進計画については、2020年に策定を
した10年計画となっていて、おおむね5年で中間見直し
を実施するとなっている。そのため、今回中間見直しを
検討させていただき、素案を取りまとめさせていただい

たので、ご報告させていただくものとなっている。

本計画については、スポーツをする・みる・ささえる
といった多様なスポーツへの関わり方を通じて、スポ
ーツの取り組める環境づくりを進める計画となっている。
前期計画期間中の総括としては、新型コロナウイルス感
染症など、スポーツ活動にとって厳しい期間もあったわ
けだが、現状の多摩市民のスポーツ実施率が51.1%とい
うことで、計画策定前から僅かに増加したような状況と
なっている。

今回の中間見直しの考え方であるが、本計画で定めて
いる基本理念、基本目標の考え方は、中間見直しとい
うこともあり、踏襲しつつ、これらを基本に社会情勢の
変化に対応するものとなっている。具体的なこの社会情
勢の変化の対応要素であるが、地球沸騰化とも言われる
急激な気候変動への対応とか、学校部活動の地域展開とい
った取り組み、また、東京でオリンピック・パラリンピ
ックやデフリンピックが開催されたというようなことを
踏まえた見直しとなっている。

続いて4ページをご覧ください。施策の体系図と
なっている。本計画については、5つの施策の柱から構
成をさせていただいている。スポーツに触れる、楽しむ、
継続する、スポーツライフを創出する、まちづくりへつ
なげるという5つの施策の柱に対して、それぞれ4つか
ら6つの具体的な施策を規定し、取り組みを進める計画
となっている。

先ほど申し上げたように基本理念、基本目標を踏襲し
つつ、社会情勢の変化に対応するため、施策部分につい
て、今回一部見直しをさせていただいている。

では、具体的な見直しの内容について5ページからご
説明をさせていただく。

まず、最初に施策の柱1、スポーツに触れるについて
である。こちらの施策の柱については、スポーツに接し、
スポーツのよさを実感できるよう日常生活の中に気軽に
スポーツを取り入れる取り組みということで、5つの施
策から構成をさせていただいている。

こちらのスポーツに触れるについては、重点施策を前
期計画の中では、「街なかにはスポーツのある風景づくり」
とさせていただいていた。こちらの取り組みについては、
本年度も含め、せいせきカワマチや多摩センターなど市
内の複数箇所でもパブリックビューイングを実施するな
どの一定の取り組みの進展がある。

それらを踏まえて、次のステージとしてより市民の方
にスポーツに関わっていただく機会をふやすための取り

組みとして、「応援やボランティア活動から始めるスポーツ」を重点目標とする見直しをさせていただいている。

続いて、6ページ施策の柱の2、スポーツを楽しむについてである。こちらの施策については、自らの興味や関心、またペースで、自分らしくスポーツを楽しむということを大切にする取り組みということで6つの施策から構成させていただいている。

これまで施策の4番、6番を重点施策としていたが、中間見直しに当たり、重点施策を施策の柱ごとに一つということで整理をさせていただき、引き続き4番の働く世代が手軽にできるスポーツの普及・啓発を重点施策という形で整理をさせていただいている。

比較的スポーツ実施率の低い、この働く世代ということで、これまでも働く世代の方を含めた親子対象のスポーツ教室とか、若い方に興味関心を持っていただけるようなイベント等を開催しているが、そういった取り組みを重点的に行っていきたいと考えているところである。

7ページ目、スポーツを継続するである。こちらスポーツをする多様な場や機会とともに、スポーツを続けたいくなるように、プログラムの内容などを豊富にしていくような取り組みということで、5つの施策で構成されている。

こちらの施策については急激な気候変動のスポーツへの影響というところを考慮して、総合体育館への空調設置とか、屋外スポーツ施設のナイター設置検討など、酷暑時においてもスポーツ・健康づくりを行うための環境整備や、市民への熱中症に対する意識啓発などを新たに記載するというような形での見直しをさせていただいている。

次、8ページをご覧ください。スポーツライフを創出するというところで、市民一人ひとりのライフスタイルに見合う形でスポーツライフを創出する取り組みとなっている。主な変更点としては、自分のやりたい部活動がない学校とか、試合ができる数の部員数が集まらない部活動がふえてきているというような状況に対して、持続可能な取り組みへの転換が求められているような状況である。

この取り組みである学校部活動の地域展開等の推進に関する取り組み施策を新たに追加をさせていただいている。

9ページ、まちづくりへつなげるである。「スポーツによるまちづくり」へと拓かれていく施策の展開を目指す施策となっている。

こちら主な変更点としては、東京での各種国際大会、国際スポーツ大会の開催を踏まえて、それらのレガシーの創出ということで、5点目に国際スポーツ大会を契機としたレガシーの創出という施策を追加させていただいている。

また併せて、これらの大会の開催を契機として、年齢・性別・国籍・障害の有無などにかかわらず、共生社会を形成していくための施策ということで、スポーツを通じた共生社会の創出を重点施策ということで整理をさせていただいた。

最後10ページ、これまでの経過と今後の予定ということである。この計画の素案の取りまとめに当たっては、学識経験者や市内のスポーツ関係者等で構成するスポーツ推進審議会での審議や、庁内の部長級、課長級等の会議で審議等をして取りまとめた。

今後の予定であるが、本協議会での報告後、パブリックコメントを実施させていただき、幅広く市民のご意見を伺った上で、来年2月に計画決定をしていきたいと考えている状況である。

○**渡辺委員長** 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渡辺委員長** 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会5、学校部活動の休日における地域展開の試行開始について、市側の説明を求める。

○**古谷くらしと文化部長** 多摩市では、令和6年度から関係者で構成する部活動地域連携・地域移行協議会を設置して議論を進めるとともに、スポーツ団体、文化芸術団体を対象としたアンケート調査などもして検討を進めてきたところである。

今年度も引き続き検討と関係者との協議を進めて、今月より地域展開の試行を開始するという事になったので、この点についてご報告をさせていただくものである。

詳細については、小泉スポーツ振興課長からご説明申し上げます。

○**小泉スポーツ振興課長** それでは、学校部活動の休日における地域展開の試行開始についてご報告をさせていただきます。

まず、1番の「地域移行」から「地域展開」へ名称変更ということについてである。これまで、学校部活動の取り組みについては、地域連携・地域移行というような形でご報告をしてきた。国が設置する地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りま

とめにおいて、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するなどの理念をよりの確に表すため、地域移行という名称を地域展開と変更をする提言がされたことから、本市においても、これまで地域移行と言っていた呼称については、地域展開と呼称させていただいている。

2番の本年度における本取り組みの主な経過である。本年5月には、多摩市立中学校に対して部活動地域移行に関する意向調査等を実施させていただくとともに、スポーツ・文化芸術団体を対象とした説明会を開催をした。

6月以降、部活動地域連携・地域移行協議会を6回開催をして、ガイドラインの策定、アンケート調査、また、試行実施検証項目等の協議などを行っている。

8月には、多摩市教育委員会定例会において、地域展開の試行実施の概要を報告をさせていただき、同月より、中学生保護者、また、一般市民の方を対象に、本取り組みについて周知をするため、ユーチューブで周知動画をアップロードし、周知などの動向を行っている。

10月にはこの地域展開の対象となる部活動の保護者・生徒を対象とした説明会を開催、同10月には、小学校5・6年生の児童、中学校1・2年生の生徒、中学校顧問等を対象とした多摩市独自のアンケート調査も実施をしている。

11月に対象部活動の保護者・生徒にこの地域展開への参加についての意向確認を行わせていただき、本月12日より試行を開始しているところである。

3番、地域展開の試行実施の概要であるが、運営に当たった運営主体、こちらについては、行政、多摩市が担わせていただき、実施主体については、地域のスポーツ団体等に行っている。具体的な指導者については、スポーツ団体に所属する指導者や、地域の指導者に当たっていただいている状況である。

2ページにお移りいただき、対象の部活動であるが、サッカー部、男子バスケットボール部、吹奏楽部の3つの部活動で地域展開の試行を実施している。サッカー部については、聖ヶ丘中学校、諏訪中学校の2校の生徒を対象とした拠点校方式で、NPO法人多摩サッカー協会のご協力のもと、11名の生徒にご参加をいただいている。

男子バスケットボール部については、聖ヶ丘中学校を対象として、多摩市バスケットボール連盟のご協力のもと、8名の生徒にご参加をいただいている状況である。

文化部、吹奏楽部については、多摩永山中学校で地域の指導者に指導に当たっていただき、15名の生徒にご参

加をいただいている状況である。本地域展開の試行実施の開始に当たっては、ガイドラインを策定させていただいた。協議会のほうの議論を踏まえて、学校部活動のガイドラインと地域クラブ活動への移行、地域展開に関するガイドラインで構成するガイドラインとなっている。本協議会の別添資料としても、添付をさせていただいている。

時間の関係上、詳細な説明を割愛させていただくが、地域展開に当たっての指導者の選任方法や、適切な休養日の設定、また、活動方針や活動場所、また、生徒・指導者の保険の加入等に関する規定などをさせていただき、円滑な地域展開の試行実施が図られるようなガイドラインとして策定をさせていただいているものとなっている。

この後、4番以降については、池田統括指導主事のほうよりご報告いただく。

○池田統括指導主事 それでは、私のほうから多摩市独自のアンケートについてご報告をさせていただく。協議会の資料2のほうに、多摩市独自の部活動改革に関するアンケート結果を掲載させていただいている。

目的としては、地域展開の試行実施、また、令和8年度以降の改革実行期間の地域展開に当たり、児童・生徒、中学校教員の意向や実態を把握することとしている。

対象は小学校5・6年、また、中学校1・2年生と、そして中学校教員を対象としている。

実施時期としては、10月10日付で各学校に依頼をし、10月29日までにL o G oフォームで回答を得るという形で実施しているところである。

調査内容としては、中学校1・2年生の対象では、部活動への参加状況、そして参加部活動の種類、部活動の教育的意義、生徒の部活動に対する思い、専門的指導、生徒が参加している地域クラブ活動の競技、種目、そして、地域クラブ活動に関する認識と意向、また、活動方針の規模等を把握している。

また、中学校教員に関しては、今年度部活動を担当している教員となるが、専門分野、部活動に対する思い、兼業兼職に対しての意向についてである。

小学校5・6年生に関しては、部活動に対する意向や思い、地域クラブ活動に関する認識、また、希望部活動の種類や人数、活動方針への希望を把握しているところである。

では、調査結果について主立ったものとしてご説明をさせていただく。資料でいくと4ページ目になる。まず、中学校1・2年生になる。

1,215件の回答で、1年生が64%、2年生が66%回答いただき、まず、部活動への参加率に関しては、87%の生徒が部活動に参加しているとなっている。

続いて、次のページを行って、参加している部活動の多い部活動に関しては、まず、運動部活動に関しては、陸上競技が一番多く、その次に硬式テニス、バドミントン、女子バレーボール部、男子バスケットボールというふうになっている。また、文化部活動に関しては、吹奏楽、美術、理学・天文学、和太鼓、チャレンジ部という形になっている。

次に、部活動で得たこと、また得たいことということで、こちらは資料でいくと6ページ、7ページ、そして13ページになるが、活動を楽しめた、また、楽しみたい。

また、技能向上、大会等で成績を残していきたいという回答が多い傾向にある。

そして、9ページ、10ページになるが、地域クラブ活動に参加している状況になるが、まず、地域スポーツ団体に参加しているという回答をした生徒は20%であり、地域文化芸術団体に参加していると回答した生徒は1.5%となっている。そして、地域クラブ活動への参加の意向として、肯定的に捉えている生徒は63%で過半数を超えている。

その理由としては、技能向上を目指したい、いろいろな大人と関わりたいという回答が多く見られている。その一方で否定的な回答の傾向については、学校の教員以外の指導者となることから、人間関係についての不安、また、現在の学校部活動がよいといった回答も見られている。

続いて15ページ目になる。中学校教員へのアンケートとなっている。

こちらは回答としては、95人の教員から回答を得ている。まず、専門的な指導ができる競技等としては、バスケットボール、陸上、サッカー、野球が多く挙げられており、一方で、特にないという回答も多くある状況にある。

そして、次のページである。懸念事項として挙げられるものとしては、生活指導に関すること、また、平日と休日の連携について多く挙げられている。続いて、部活動の楽しさについて感じている教員は、肯定的な回答としては57%あるところだが、過半数が感じているところだが、一方で、次のページになる、兼業兼職届を出して携わりたいという教員は25%、携わりたくない教員は75%となっており、次のページになるが、携わりたいと

いう教員では、バスケットボール、バレーボール、陸上、サッカーや野球などを希望している教員がいることとなっている。

次に、小学校5・6年生向けのアンケートについてである。2,008件の回答が得られている。部活動への興味というところでは89%、約9割の子どもが興味を持っているという状況にある。

そして、地域クラブ活動への興味について、44%の子どもが興味がある一方で、わからないと回答している児童も24%いる状況にある。そして、入りたい部活動に関しては、バドミントン、美術、陸上競技、バスケットボール、バレーボールが多くある状況にある。

そして、この部活動の地域展開において、楽しむということが一番希望している児童が多く、勝つことや、友達づくりということも多くなっている。また、活動を通してうまくなりたい、楽しく活動していきたいという回答が多くなっており、小学生も中学生も、楽しみたいという回頭が非常に多くなっている。

最後に、気になることや心配なことについて、友達や先輩との人間関係、また、指導者との関係が多く挙げられているというところになっている。以上がアンケートの結果となっている。

今後の予定として、部活動の地域連携・地域移行協議会、また、事務局内において試行実施の検証、令和8年度以降の休日の地域展開の試行実施に関する検討を行いながら、令和8年度以降の改革実行期間のガイドラインの策定につなげていきたい。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今のこのアンケートの結果を分析されているのだと思うが、子どもさんは、先生ではない人に教えていただくということにちょっと不安があるということもあるそうなのだが、一方で先生のほうはなかなか忙しい中、こういう部活動に携わることの負担が見えていっているのではないかとアンケートから感じたが、教育委員会というか、市としては、このアンケート結果を踏まえて、どこかを改善したり、どういうふうに対応していこうかと今考えているのかをちょっとお聞きしたい。

○池田統括指導主事 今、このアンケートをどう活用していくかというところの中でご意見かと思っているが、現在、令和7年度のガイドラインを策定しているので、今後その教員の負担も含めて、令和8年度のガイドラインにこのアンケートを生かしていけるように、地域連携・地域移行の協議会で検討を進めていく形で、このア

ンケートを生かしていきたいと考えている。

○岩崎委員 教育委員会はこうしていきたいし、実際に担ってくださる市長部局のほうでもサポートして、一緒に考えていきたいと思ってくださると思うので、そちらのほうもこのアンケートは、ぜひしっかり目を通していただいて考えていただきたいと思うが、お願いしたい。いかがか。

○小泉スポーツ振興課長 本取り組みについては、先ほど来ご説明している協議会で、関係者において議論をさせていただいている。

その協議会で議論するに当たって、様々な検討とかこういったアンケートの実施、また、その活用方法等については、日頃から教育委員会と打合せやコミュニケーションを取りながら進めさせていただいており、また、協議会についても、くらしと文化部も事務局の一員として加わった中で検討を進めているので、教育委員会と市長部局、くらしと文化部のほうで引き続き連携を図りながら、対応していきたいと考えている。

○岩崎委員 お願いします。アンケートを取った子どもたちに対しては、こんなアンケートだったよということが報告されているのかをお聞きする。

○池田統括指導主事 今、このアンケートについては、先日行われた協議会のところで、各中学校の校長が入っているところで報告をさせていただいている。今後、まず、部活動のニュースレター等で、このアンケートについて報告をするというところで、子どもたちに返していくところだが、もう少し詳しいものも出していく必要があるかなと思うので、これまでもニュースレターやリーフレット等を出しているの、そういったところで子どもたちに還元をしていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際協議会を休憩する。

午後0時13分休憩

午後1時15分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、協議会を再開する。

協議会の6、物価高対応子育て応援手当の支給について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 本件は0歳から高校3年生の子どもたちに、1人当たり2万円の物価高対応子育

て応援手当を支給するということが、先週、衆議院の補正予算を通過したところである。国のほうで、本件については、できる限り年内の予算化をということで求められているもので、本市としても準備を進めているところである。

対象者だが、2番の(2)のところ、繰り返しになるが、0歳から高校3年生、児童手当の受給対象者、9月30日時点で受けていた方、それから今後出生してくる方、また、公務員の方については、それぞれの所管庁で給付をしているところだが、そちらについても、申請を受けて支給をしていくようになる。

(4)番目の事業スキームだが、プッシュ型での給付をしていく。給付が不要だという方の場合には申出をいただくというような状況になっている。

最後にスケジュールだが、国の補正予算が決まり次第、議案の提出をさせていただいて、議会でお認めいただいた後に準備を進めてきて、2月の下旬頃までにプッシュ型での給付ができればというスケジュールで現時点では想定をしているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会の7、令和8年度4月 認可保育所等入所の1次申請状況について、市側の説明を求める。

○西幼児教育・保育担当課長 令和8年度4月の認可保育所等入所の1次の申請状況についてご説明をさせていただきます。

資料のまず1番のところ、申請受付期間であるが、郵送・電子では、10月20日から11月5日まで、窓口においては10月29日から11月5日まで受け付けを行った。全体的に3割ほどが窓口、4割程度が電子、3割が郵送と、こういったような状況で電子・郵送の方が多かったというところで、特にトラブルもなく受け付けをすることができた。

また、2番目、入所の申請者数がどうだったかといったところであるが、左が令和8年の4月1日の1次の入所の申請状況、右側が今年度、7年度の4月の1次保育所の入所申請状況であった。

左の表を見ていただきたいが、一番左側、0歳から5歳まで縦に並んでいるが、募集人数に対して右側、申請数となっているが、一番下のところ全体で541の申請があった。内訳として新規申請が500、市外からの転入が41と

なっている。右側の表と比較すると、新規申請については、昨年度に比べて52件ふえたといったところである。

一方で、市外からの転入については38件減って41件という動きが見受けられた。

3番、今後のスケジュールであるが、1次申請の利用調整結果の通知を令和8年2月3日発送予定である。2次申請の受付期間は令和8年1月5日から2月13日までで予定している。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会8、令和8年度学童クラブ入所申請について、市側の説明を求める。

○長谷川児童青少年課長 それでは協議会8ということで、学童クラブ入所申請、こちらも第1期の速報ということでご報告である。

まず、学童クラブ第1期申請受付だが、令和7年10月6日から11月1日で実施している。それぞれ窓口受付期間、学童クラブ受付期間の期間内で用意している。

その下、申請数だが、第1期の申請、若干全体として減少傾向である。令和8年については速報値なので、最終結果はこれから、学童クラブは第5期まで申請の受付があるので、最終的にはもう少しふえてくるかということである。

第1期申請の内訳であるが、令和7年から令和8年にかけてインターネットでの申請が大きく伸びている。およそ7割ぐらいがインターネット受付となっている。窓口のほうも大体1割弱という状況である。

今後の予定だが、第1期と第2期合わせて申請者の決定通知の発送ということで、令和8年の2月の中旬を予定している。第1期以降の受付期間は、既に第2期が始まっているが、こちらのほうに記載のとおりである。第2期から第5期まで順次受付をしていくところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○しのづか委員 保育園でも聞きたかったが、地域的な偏在傾向はどうか。

○西幼児教育・保育担当課長 まず、保育のほうからご説明をする。地域的な特性だが、やはり聖蹟桜ヶ丘エリアの保育ニーズが依然として高い状況になっている。ただ、昨年度と比較して、それがさらにまた集中したかというところではなさそうだといいところ、今受け止めている。今後、利用調整をスタートさせていくが、ま

た随時報告をさせていただきたい。

○長谷川児童青少年課長 同じく学童クラブだが、やはり学童クラブはこれまでも地域的な偏りというのは現実として見られるのが実情である。非常に大きく定員が空いている施設もあれば、待機児が発生しているというような施設もあるので、そちらの傾向というのは、次年度に向けても引き続き見られるであろうというのが今の実情である。

○しのづか委員 学童クラブでは連光寺とか貝取とか、今年は放課後子ども教室を同時に併設して開設している。今年度始めたようなところでの申込み状況というのに変化はあるか。

○長谷川児童青少年課長 まだまだそこまで顕著にという形で学童クラブと、放課後子ども教室というところまで変化が見られるかというところ、そこまで劇的に変化が見られるところではないが、放課後子ども教室の利用は浸透してきているので、そちらの利点等も役所のほうでも説明したり、周知をしていく形で学童クラブまでは必要ない方々に関しては、放課後子ども教室をご利用していただけるような形で提案していきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

○鈴木子ども青少年部長 申しわけない。特段項目としては出していないが、今の学童クラブの関係で付随することで情報提供が1件あるので、お時間いただきたい。

12月5日号のたま広報でもお知らせを出しているが、来年度以降、学童クラブの長期休業期間に給食が提供できないか、現在検討している。常任委員会の皆さんご案内かと思うが、東京都が認証学童クラブ制度というものを既に立ち上げていて、今年度からになるが、今多摩市の学童クラブは、東京都の認証学童クラブではなくて都制度の上で運営はしているが、今回、東京都が新たに出す認証学童クラブは給食がマストになっている。長期休業期間中である。ふだんの土曜日に毎日出せという話ではなくて、夏休みとか春休みとか。近隣市、まだ大きく動いてはいないところだが、所管課長・係長等でいろいろ研究してもらった中で、早い段階で配食事業者が手配できればということで今募集をかけているところである。

また、1月に入ったら締め切らせていただいて、どういう事業者なのか、聞き取り等もさせていただく。一応、今週の金曜日がエントリーの締切りになっているが、い

ろいろ聞き取りをした上で、多摩市の学童クラブで実際に配食ができるのかということも確かめながら、また、続きは3月議会にでもご説明させていただきたいと思うが、そういう動きをしているということでご報告させていただいた。

○松田委員 財源的なところというのは。

○鈴木子ども青少年部長 基本的には、市が契約するものではない。たま広報も後ほどご覧いただければと思うが、12月5日号の9面の上のところに出ているが、基本は利用者の保護者と給食事業者さんとで直接契約になる。ただ、要は市役所の職員がお昼にお弁当屋さんに頼んでいるのと同じスキームになる。職員が直接連絡をして、市役所は介入しない。ただ、学童クラブという場所に配食してもらうので、いろいろなおそば屋さんとかいろいろなお弁当屋さんがわんさか来ては困るので、基本は出入り業者を市のほうで協定なりを結んでいこうかと考えている。その選考をしていきたいと思っているということなので、予算的な担保は特に必要はないと考えている。基本はオンラインで発注いただけるようなスキームを持っている事業者さんを想定している。

保護者の方が、例えば1週間前に注文してくれば配送できるというようなシステムであれば、スマートフォンとかからネットで来週は火曜日と木曜日、私の子はお弁当が欲しいよと入れておくと、火曜日と木曜日には、お昼前に所属する学童クラブに配食していただく。やはり市の契約ではないが、安全と安心は揺るがせないという考えなので、どういう給食を配食していただけるのか。あと配送体制である。真夏の暑い時期なので、きちんと保冷車とかで安全が管理できるか、HACCPなんかも含めて確認していくという流れである。

○渡辺委員長 この件について皆さん、よろしいか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ちょっと追加でお話をさせていただいた。

続いて協議会の9、令和7年度多摩市子どもみらい会議の開催について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 こちらについては、令和6年度から、教育委員会と市長部局と共同で運営をさせていただいているところである。前回、本協議会で令和6年度の提言に対しての回答をご案内させていただいた。秋に子どもたちに回答をしている。

令和8年の1月30日の午後に、今年度の子どものみらい会議を開催する。会場は多摩永山中学校の体育館になる。今、子どもたちが鋭意発表に向けて準備を進めていると

伺っているところである。

テーマ、内容、流れについても、例年どおりと考えているが、今年度、第4部で最後、講評をいただくのが気象予報士、防災士の大河内孝子さんというアナウンサーの方がみえると伺っている。ぜひ足を運んでいただけたらと思うので、よろしく願います。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

○鈴木子ども青少年部長 最後に1点、よろしいか。子どもみらい会議のほう、今回多摩永山中で行うので、お時間の都合がつけばぜひご来場いただきたい。

いろいろな関係者の方、3つの中学校区が一気に集まるので、教職員含めて。ちょっと車がかなり台数入ると思うので、できれば、徒歩等でお越しいただきたいが、どうしても車でという場合には、廣瀬子ども・若者政策課長あるいは私ども子ども青少年部に一報いただければ、教育委員会と連絡をして、駐車場を何とか確保したいので、ぜひ長時間だが、1時間ぐらいでものぞいていただけるとありがたいと思うので、よろしく願います。

○渡辺委員長 ありがとう。それでは、協議会の10である。令和7年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について、市側の説明を求める。

○小野澤教育部長 それでは、10番目から16番目までは全て教育委員会の関係なので、順次、課長のほうからご報告をさせていただく。

まず、10番目ということで、城所教育振興課長のほうからご説明させていただく。

○城所教育振興課長 それでは、令和7年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について、報告書がまとまったので、ご報告させていただく。

協議会資料10番である。説明は2ページ目から始まる概要版を使わせていただきたい。なお、本編は5ページ目以降となる。

事務点検評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、教育委員会の事務事業に関し振り返り、評価する仕組みとなっている。

多摩市では、第二次多摩市教育振興プランに基づいて実施している73事業の中から、教育委員が10事業を選定し、評価する。この10事業のうち5事業は新規評価事業、そのほかの5事業は再評価事業となり、合わせて10事業

となる。

概要版の2ページ上段に本紙の見方を記載している。目標の達成状況と今後の方向性をAからDまでの指標を立て、所管課において評価した後、教育委員会で協議し、さらにお二人の学識経験者の意見なども踏まえながら最終的な評価を行い、今後の方向性を定めていく。

本年の目標達成状況では、Aが5事業、Bが5事業となっている。昨年度はA評価の事業が7つあったことから、次年度以降は、事業評価に選定された事業においては、達成状況の上昇を目指すことが必要と考えられる。

また、今後の方向性として、今後も拡大して取り組んでいくとされるA評価が7事業あったことから、現状の取り組みを拡大していくものとする。引き続き、本事務点検評価等を参考にしながら、教育委員会として各種事業を実施していく。詳細は5ページ以降の報告書をご覧ください。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 ピアティーチャーについての評価のところだが、ピアティーチャーのところは目標の達成状況A、今後の方向性Aと評価されているということで、市としても力を入れているということもあり、今までもピアティーチャーに際しては、いろいろな意味で助けられていると聞いているところである。でも、ピアティーチャーに関してのところを評価していく意味では、子どもたちが、ピアティーチャーさんのことをどういうふうに理解しているのかと思うところを、市教育委員会としてどう感じているのかというところがある。

保護者さんからすると、子どもさんを通してピアティーチャーを知るといふこともあるようで、ピアティーチャーさんが先生から言われた仕事を確実にこなしているのではあると思うが、子どもたちの目から見ると、ピアティーチャーさんがどういう立ち位置になっているのかわかりにくいということもあるのかということで、教育委員会はどのように感じているかをお聞きしたい。

○山本教育部参事 ピアティーチャーについて子どもがどう理解しているかということのご質問いただいた。ピアティーチャーに関しては、子どもたちにとっては、学校の中で、教師が一番教えてくれる大人ではあるが、それをサポートする大人として認識をしている。

各学校においてはピアティーチャーについて、ピアティーチャーだけではないが、様々に、学校に子どもたちの学びと成長を支える大人の力というものがあるので、年度当初等に、このピアティーチャーの方については、

児童集会、また生徒集会等において、ご紹介をするというような形をとっているところである。

個々の細かな業務内容については、主にはピアティーチャーは担任の補助、学習補助や生活指導の補助、こういったものを行っている。一人ひとりの子ども、また学級において補助をする内容が異なるので、大きな意味で、子どもたちの教育活動をサポートしている、そのようにそれぞれ児童・生徒が捉えているものと考えている。

○岩崎委員 ありがとうございます。ここで評価に選んでいるところでは、大事なことを選んでいらっしゃるのだと思うが、学校の中はピアティーチャーさんのおかげで相当うまく回っているのだと思うが、子どもたちにとってちょっとどういう人なのかというのがわかりにくいところもあるようなので、1回説明はしたけれどもではなく、事あるごとにこういう方だということが浸透してほしいなと思うので、よろしく願います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会11、「国登録有形文化財(建造物)川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」策定の進捗状況について、市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 よろしく願います。前回の子ども教育常任委員会でも、進捗についてご報告させていただいたが、今回はこちらの協議会資料11の2番、パブリックコメントの実施状況についてというところをご報告させていただければと思っている。

今年の10月7日から11月5日までの30日間、パブリックコメントということで、皆様のご意見、こちらの保存活用計画の素案に対して、意見をいただいていた。結果として、全てで19件のご意見が寄せられた。ただ人数としては4人の方で、お一人様、16件のご意見ということで非常に多かったところはある。

全体を総括して申し上げますと、反対意見等はなく、歴史的な背景とかそういったもので修正したほうがいいのご意見とか、それから、今後の利活用に関して、飲食店が望ましいというご意見、それから地域の方が集まれるようなコミュニティの場となったらうれしいという意見や、地場野菜を取り扱うようなところがないので、そういった場にはできないかといったようなご意見も寄せられた。

今現在、こうしたものの提出された意見について反映については、検討させていただいている。

今後の予定としては、来年の2月、教育委員会のほうに今度、計画の決定に関する原案として上程し、可決の上、3月、次の子ども教育常任委員会のほうで、この計画の策定についてご報告できればと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会12、多摩市栄誉賞の贈呈について市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 続けて申しわけない。

こちらも前回のときに、多摩市で初めて人間国宝の方が追加認定されたということで、ご報告させていただいたが、渡辺晃男さんである。雅号で晃男さんである。本名は渡辺明さんである。今年11月27日付で、多摩市栄誉賞を贈呈させていただいたというご報告である。

また、皆さんもこちらの渡辺晃男さんの作品をご覧になったことはないかと思うので、我々のほうも、こちらのほうの国宝の受賞記念展覧会として、まだちょっと発表はしてないが、来年の4月、パルテノン多摩のギャラリーで展覧会。それから、渡辺晃男さんと非常に親しい多摩美術大学の外館教授という方がいらっしゃる。作品の解説含めて、対談とギャラリートークをやっていただくということで、今企画している。その日にち自体は今予定しているのは、あくまで予定なのだが、4月26日の午後を予定しているので、もし、その辺の時間を空けておいていただけたらと思っている。よろしく願います。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会13、第二次多摩市読書活動振興計画について、市側の説明を求める。

○渡辺図書館長 それでは、ご説明をさせていただきます。

こちらの計画については、令和6年度から関係課長で構成する第二次多摩市読書活動振興計画の策定委員会、また、学識経験者やボランティア活動団体、市立小・中学校の校長、また、幼稚園、保育園の園長、公募市民、教育部長などで構成する第二次多摩市読書活動振興計画の有識者会議で議論を重ねてきた。

素案としてまとめたものについては、今年の5月にパ

ブリックコメントを実施して、計画に反映をして、9月の教育委員会で決定をした。計画としては、10月から開始しているものである。

それでは、協議会資料の13の2つ目、概要版で説明をさせていただきたいので、概要版を開いてほしい。

1ページ目の左上、計画の目的である。「文字・活字文化振興法」などに基づいて、市民の読書活動の振興を図る。また、その土台となる図書館についてだが、課題を明らかにして、運営の改善を図ることを目的とした計画である。

その下、これまでの経緯である。図書館の長期事業計画である「多摩市読書活動振興計画」が令和3年3月に計画終了ということで、時期を迎えた。当時、中央図書館が開館に向けて準備をしていたこと、また、地域館のほうで大規模改修を控えているということで、不確定要素が多いことから、改定については、中央図書館開館後にすることとした。

また、改定については、もう一つの個別計画である「多摩市子どもの読書活動推進計画」と一本化する計画とすることとした。こちら一つにすることで、従来の両施策を相互に補完して、子どもから大人まで切れ目なく読書活動の振興を一体的かつ実効性のあるものとして推進していくことを目指したものである。

右側である。計画の位置づけと計画期間である。こちら本計画については、多摩市の総合計画と教育振興の基本計画である「多摩市教育振興プラン」を上位計画とした図書館の計画である。計画期間については、令和7年10月から令和11年度までである。

2ページ目をおめぐりいただきたい。4番目の各図書館の役割分担である。こちらは図書館のネットワーク網の中核となる中央図書館を中心として、サービスの機能をネットワーク化して、中央図書館は直接サービスを提供するとともに、バックヤード機能を担って、分館を支援する体制を構築する。その時々ニーズや課題に合わせて各館を使い分けできるようにということでサービスを提供していく。

その下の左側が各図書館の役割を記載している。また、その右側が各館の支援体制、中央図書館を中心に8施設、行政資料室も含めた8施設で支援体制をつくっていくということでイメージ図である。

その下、読書や図書館の課題ということで11挙げさせていただいている。3番目には、子どもの読書環境や学習支援、居場所としての活用促進。また、10番目では試

行で運営している図書館（東寺方・唐木田図書館）の運営方法の検証。また、11番目では、施設の老朽化対策などを挙げさせていただいている。

右側だが、計画の進行管理・評価については、多摩市図書館協議会において、各年度の事業計画実施状況と、こちらの本計画の達成状況を報告をして評価をいただく、PDCAサイクルで回していきたいと考えている。

その下、7番目のところである。こちらの計画の基本理念であるが、市民の「読む」「知る」「学ぶ」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育む。～「知の地域創造」の実現へ～としている。基本理念の実現を目指して、4つの基本方針を定めている。その基本方針の下に22の施策を定めている。

次のページをめくってほしい。こちらが計画の体系ということで施策である。基本方針1ということで、「だれもが使える図書館」である。こちらには6つの施策がある。4番目には高齢者サービスの充実、また、6番目には、読書バリアフリーの推進ということである。前計画では実施をしてはいたが、こちら施策ということでの表記がなかったので、新しい計画では施策に取り上げて、記載のほうをさせていただいている。

その下、評価指標である。こちらは評価に当たっては客観的な評価ということも必要であるので、数値目標をそれぞれ基本方針ごとに挙げさせていただいている。

右側、基本方針2、一人ひとりの子どもに寄り添うサービスである。こちらは5つの施策がある。4番目には子どもに関わる施設・教育機関・団体・個人への協力・支援・連携ということである。ボランティア団体などと連携しながら事業を進めていくとしている。また、2-5のところでは、多摩市立小中学校への協力・支援・連携ということで、図書館と学校図書館のほうではシステム連携している。そういったところでの蔵書の構成を補ったりとか、図書館訪問など、そういった取り組みも支援をしていく。また、学校図書館では、環境整備の向上を図るとともに、指導者同士の連携を図りながら、児童生徒の読書活動を支援するというので、学校図書館での取り組みも記載をさせていただいている。

次のページご覧いただいて、基本方針3である。こちらの1つ目には蔵書・電子書籍の充実と活用促進ということで、市民アンケートでも、かなり要望の多かった部分である。蔵書の充実といったところを挙げさせていただいている。

また、3-6では各図書館の地域性を活かしたサービ

スの提供ということで、それぞれの特徴や立地による特性があるかと思う。そういったところを生かしながら、図書館サービス、独自のサービスということで、それぞれ計画に盛り込んでいる。

また、基本方針4ということで、「持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化」である。こちらの1つ目では、各図書館の機能強化・運営体制の整備である。こちらでは、唐木田図書館や東寺方図書館の運営体制の検証であったりとか、また豊ヶ丘、東寺方両図書館の老朽化対策などについてもこちらの施策の中で進めていく予定である。4-4のところでは、職員の専門性の向上と関係機関との情報共有ということで職員のスキルアップ、人材育成のところもこちらの計画に挙げさせていただいている。

あと資料として、計画本編についても、資料13ということで提出をさせていただいている。

そちらの計画には巻末のほうの資料として、各種データであったりとかアンケート結果、またパブリックコメントの結果なども掲載しているので、後ほどご覧いただきたい。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今回、新庁舎建設等特別委員会にもちょっとかかっている政策があるが、行政資料室が今この見せていただいている輪の中にはきちんとネットワークとして入っているかなと思うが、実際、今このネットワークになっているという考えなのか、これで新たに行政資料室にきちんと枠組みとしてより連携が強化されるという計画になっていくのかというのをお聞きする。

○渡辺図書館長 行政資料室については、現在も中央図書館分室ということで位置づけられている。行政資料に特化して、情報の提供等をさせていただいている。現在も、こちらのイメージ図と同じような状況でサービスを提供させていただいているが、継続して新しい計画の中でも実施をしていきたいと考えている。

○岩崎委員 そのところが市民の方に見えにくいのかと思うところもあるので、地域館、そして拠点館があって、この行政資料室というのと同じように枠組みなのだ、学校図書館ももちろんあるが、枠組みなのだというところがもう少し見えるような形で、今後もぜひお願いしたいと思う。よろしく願います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 異議なしと認める。本件については、こ

れで終わる。

続いて協議会14、多摩市学校給食センター建替整備基本計画（素案）について、市側の説明を求める。

○竹田教育部副参事 資料は14、14は2つある。1つ目が素案という形で全体が書かれたもの、もう一つが概要版になっている。この場では、素案全体のほう、概要版ではないほうを使って説明をと思っているので、よろしく願います。では、限られた時間なので、各章のポイントを簡潔に申し上げるという形で進めさせていただく。資料の見出しと対応させながらお聞きいただきたい。よろしく願います。

まず、初めに、基本計画策定の背景・目的というところになる。資料はおめくりいただいて、52分の4ページから願います。

では、背景・目的である。本市の学校給食は栄養補給だけではなく、食育や社会性の育成など、子どもたちの成長を総合的に支える重要な施策として位置づけている。

一方で、永山、南野、この2つのセンターは供用開始から45年以上が経過、建物や調理機器の老朽化、衛生管理基準や食物アレルギー対応への限界、今後の職員数や財政制約への対応など、多くの課題を抱えている。

こうした状況を踏まえて、単なる建替えてではなく、基幹業務の質の向上や防災、食育などの役割も含めて、将来にわたり安全・安心な給食を安定して提供するための方針を示すもの。こちらが本計画となる。

続いて、大きな2番、ページは5ページになる。よろしく願います。

2番目は、学校給食を取り巻く現状を説明させていただく。2-1というところでは、学校給食法や学校給食衛生管理基準、食育基本法、食物アレルギー対応指針など、国や東京都における制度の枠組みを整理している。給食には、栄養・安全・食育の3つの視点から、より高い水準が求められているといったことを示している。

ページを進んでいただいて、58分の8、2-2である。

2-2では、本市の総合計画や食育推進計画、地域防災計画、公共施設等総合管理計画との関係を整理し、学校給食センターの建替えが教育・防災・公共施設マネジメントの観点からも、位置づけられているといったことを示している。

続いて、大きな3番、52分の13である。本市の学校給食センターの現状と課題について説明させていただく。まず、3-1では、多摩ニュータウンの開発とともに、センター方式による学校給食が整備され、まちの成長を

支えてきた経緯を整理している。

3-2、3-3、これ以降のページについては、現在の2つのセンターの概要と課題として、建物や設備の老朽化、衛生管理基準への対応の限界と作業動線の課題、2つの施設を持つことによる将来的な財政への負担、学齢に応じた献立やアレルギー対応、防災機能の不足といった点を挙げ、抜本的な更新の必要性を示している。

続いて52分の22ページである。大きな4番として、「あらたな学校給食センターの整備方針」を掲げている。4-1の基本理念は資料のとおりである。子どもたちに安全でおいしい給食を安定して届け、地域とともに食を通じた豊かなまちづくりを進めるとしている。

4-2では、基本方針として、各種衛生基準、衛生管理基準に適合した安全・安心な施設整備、小・中別コース制や炊飯機能、手づくり調理による給食の質の向上、アレルギー専用スペース整備による除去食や代替食への取り組み、炊き出し機能や自家発電設備、こちらを備えた防災拠点としての役割、省エネ、CO₂削減など環境に配慮した施設、最後に地産地消や市内事業者との連携、食を通じた地域交流の促進と地域課題解決への貢献、このような方向性を示している。

4-3では想定食数は8,500食で、2センターを1か所に集約すること、調理工程ごとに区画した衛生的なレイアウト、小・中別献立、炊飯機能や手づくり調理、アレルギー対応調理、防災・食育・環境配慮といった施設の基本的な考え方を整理している。

続いて、52分の33である。あらたな学校給食センターの概要、第5章の説明をさせていただく。

建設予定地は、現在の永山調理所と旧永山第一給食センターの跡地であり、これまでの運営実績や配送経路、周辺環境を踏まえて選定した。一部が土砂災害警戒区域と指定されていることから、関係法令に基づき、擁壁や斜面の安全対策を講じた計画とする。センター方式での運営は継続する。

新たなセンターを都市計画施設として位置づける方向で検討を進め、教育・防災・地域支援を支える食の拠点としての役割を明確にしていく。

また、工事期間中は、南野調理所の機能拡充と外部調理を組み合わせ、ハイブリッドな方式による全校同一献立の安定した工事期間対応給食、こちらの提供で給食を継続していこうと思っている。

献立作成や栄養管理は従来どおり市の栄養士が担うもので予定している。

大きな6番に入る。ページ少し進んで、52分の49である。こちら第6章で事業手法について説明する。

人口減少に伴う職員体制の縮小や、ほかの公共施設整備との並行などを踏まえて、設計、建設、維持管理、資金調達については、民間の力を活用するPFI方式を検討している。定量的なコスト削減、いわゆるVFMというもの、こちらは期待したより大きくはないものの、老朽施設への早期対応、人員や財源制約の中での安定運営、民間ノウハウの活用といった観点から総合的にPFIが有利、有効と判断し、本事業で採用することにしている。

一方で、献立の作成や検食、衛生管理、こうした基幹業務は、これまでどおり市が責任を持って実施するというで継続していく。

最後に、52分の52ページ、最終ページになる。こちらで事業スケジュールを示している。

令和7年度内の基本計画の策定後、都市計画手続やPFI導入に向けた準備、事業者選定、実施計画、既存施設の解体や建設工事を経て、現時点、令和14年2学期の供用開始を目指しているスケジュール案となっている。

都市計画手続の状況などにより、必要に応じてスケジュールの見直しは行うことが予定されているというか、可能性があるが、令和14年の2学期を見据えて動いていきたいと考えている。

以上が、基本計画素案の説明である。将来にわたって、子どもたちに安全でおいしい給食を、安定して届けるとともに、食を通じて地域を支える拠点としていけるよう丁寧に計画を進めてまいりたい。概要版のほうは、今の内容をまとめている。あわせてご確認いただきたい。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会15、不登校総合対策の第2次改訂及び不登校対策・支援ホームページの開設について、市側の説明を求める。

○池田統括指導主事 それでは、私から不登校総合対策第2次改訂と、不登校対策・支援ホームページの開設についてご説明をさせていただく。

資料は31分の1、2が概要を説明したもので、3以降が不登校総合対策の本編となっているので、ご確認いただきたい。

まず、改訂の趣旨と経緯についてだが、まず、不登校総合対策を策定してから5年が経過し、不登校を取り巻

く状況、また、多摩市の不登校施策が変化している状況を踏まえ、より実効的な指針となるため改訂をした。

改訂に当たっては、学識経験者、市内校長、上級学校、フリースクール関係者等で構成した多摩市不登校対策検討委員会において、令和6年度に3回、令和7年度1回協議を重ね、第2次改訂に至った。

それでは、改訂の要点についてご説明をさせていただく。資料でいくと、不登校総合対策の31分の3のところになる。こちら表紙になるが、不登校総合対策の副題をこれまで、「一人ひとりの子どもたちに安心できる学校生活を」から、「学校を中心に広がる子どもにとって『魅力ある育ちの場』を目指して」に変更した。

この理由としては、これまで本対策は、学校を核とする地域全体が子どもたちにとって魅力ある育ちの場となることを願っていた。このことをより明確にするために、副題として、「学校を中心に広がる子どもにとって『魅力ある育ちの場』を目指して」としている。

もう1点が魅力ある育ちの場として、学校が中心になるということは、この5年間の不登校対策を進めていく中でも実感してきたということになる。構成については、以前の不登校総合対策の4つの目標と12の対策を引き継ぎ、この目標や対策の中に、これまでの5年間の取り組みや、新たな不登校施策を記載している。

それでは、少し具体的にご説明をさせていただく。31分の5になるが、不登校総合対策の概要について下段、こちらは多摩市の不登校施策の図を掲載し、一覧としてわかるようにしている。

そして31分の6から11ページまで、こちら、多摩市の不登校の現状と課題というところで、これまでは令和元年度の調査結果を掲載していたが、令和5年度のものに変更し、データを更新している。

続いて、31分の12になる。こちらには、多摩市の不登校対策というところで、この5年間に取り組んだ効果的な取り組みとして、不登校の状況をレベル別に10段階に分類し、「長期欠席等状況報告書」に記載し、各学校が不登校児童・生徒へのより具体的な支援ができるような事例を掲載している。また、支援シートと長期欠席等状況報告書を活用したアセスメントの事例を掲載している。そして、新たな不登校施策をコラムとして掲載している。

31分の13ページに不登校対応巡回教員について、そして、15ページに多摩市フレキシブルスクールOnlineについて、そして、18ページにあたごSpaceについて、そして、21ページに、校内別室指導支援員(チャレンジ

サポーター)について掲載している。また、関係機関の相談先を26ページ、そして31ページに掲載しており、また、巻末資料として28ページに二次元コードで掲載している。

今後だが、こちらのほうも既にホームページに掲載しているが、不登校総合対策の第2次改訂の保護者版の作成を今後検討し、また、ホームページに掲載していきたいと考えている。

続いて、ホームページについてご説明をさせていただく。不登校総合対策の改訂に伴い、不登校児童・生徒の保護者が多摩市の不登校対策の取り組みや、相談窓口を知ってもらうことができるよう、ホームページをリニューアルした。内容は、資料の二次元コードに示しているところである。

掲載内容としては、現在実施している不登校に関わる講演会と、また、不登校総合対策の第2次の改訂、多様な学び場・支援、不登校に係る相談・支援先について掲載している。このようなホームページの情報を保護者や地域の皆様にお知らせすることで、不登校支援の充実を図っていききたいと思っている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 確認なのだが、不登校になられているお子さんが特別支援学級とかに行かれている場合もあるが、特別支援に入られているような発達障がいのものをお持ちの方が、特別支援学級に行かれている場合はもちろんあるが、そうでなくて、学校に行きづらい理由がそういう理由で、特別支援的な学びのちょっと複雑な部分があった場合に、仮にそういうところに入っていなかったときに、今おっしゃられたいろいろな策を練られている、あたごSpaceとかそういうところに入りづらいというところが、そういう隙間みたいなところが今課題としてあるなど認識されているのかというのをお聞きしたい。

○池田統括指導主事 今不登校の要因というところかと思っている。これはかなり様々なものがあって、例えば今お話があったとおり、特別な支援を要するところにおいてであったり、子どもたちの人間関係というところがあるかなと思っている。そういった一つ一つの要因に寄り添いながら支援していくというところが不登校対策の中では重要かと思っている。

今、冒頭の不登校総合対策の一番最初の概要のところには施策の図がある。このような施策の中で、不登校対応を行っていくことを本市としては基本としているが、一番の基本となるのは、今普通に学校に通っている子ども

たちに最初に未然の防止としてどう支援していくかというところが重要ななと思っている。その上でこういった施策を講じながら、子どもに寄り添った支援が重要ななと思っているので、そういった形で支援をしていきたいと考えている。

○岩崎委員 ありがとう。今、肝のところだと思う。未然の防止という意味では、どんな子どもたちも可能性としてちょっとそういうふうにならなくなるかもしれないというものを抱えているかもしれないので、今つくられているこの不登校対策の第2次というのは、今度そのフェーズに入っていくことも視野に入れて、全ての子どもたちが可能性があるのを防ぐためには、今ある学校にも少してこ入れが必要だという考え方をぜひ考えていっていただきたい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、最後になる。協議会の16、第三次多摩市特別支援教育推進計画について、市側の説明を求める。

○豊島教育センター長 本日、協議会16で資料を3つ挙げている。本日は11月25日に教育委員会定例会において決定した特別支援教育を推進するに当たり、令和8年度以降に取り組むべき施策を定めた第三次多摩市特別支援教育推進計画について、概要を報告させていただく。

こちらの子ども教育常任委員会においては、今年度6月の委員会で進捗状況をご報告させていただいている。本計画は策定に当たって、2年間をかけて取り組んできた。令和6年4月に有識者会議を設置するとともに、アンケート調査、高校生などに対するグループミーティング、そして、東京都立多摩桜の丘学園のPTAとの意見交換などを開催して、約1年をかけて、令和7年7月に素案を決定した。

その後、7月22日から8月20日まで、素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、有識者会議を2回開催して、パブリックコメントや有識者会議、また、関係部署からの意見を踏まえて、素案の一部を修正の上、原案を取りまとめ、決定したものである。なお、パブリックコメントについては、5件の意見があった。素案の修正により意見を反映したところである。パブリックコメントの詳細については、本編の102分の93ページより載せているので、ご参照いただきたい。

第三次の計画は、第二次計画のサブタイトルである

「子どもたちを包み込み、その先の未来へ」というのを基本理念とさせていただいた。本編120分の36ページの正円にあるように、7つの施策を中心として計画をつくっている。

1つ目に理解啓発の促進、2つ目に連続性のある多様な学びの場の充実、3つ目として、学校における合理的配慮提供の推進、4つ目として、指導力向上・指導方法の充実、5つ目の施策として一人ひとりに応じた指導・支援の実現、6つ目、学校と福祉の連携の充実、そして7つ目として、交流及び共同学習の充実という7つの施策を掲げ、令和8年度から5年の間に取り組む目標とさせていただいた。

本計画では、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づいて、子どもの声を反映させたところ、二次計画からの大きな違いとなっている。この当事者の意見を取り入れているということも102分の28から29の2ページにわたり、掲載をすることで、充実した聞き取りができたことを載せている。また、計画の全体を通して、様々なコラムを入れて見やすい工夫をした。

今後についてだが、今後は、令和8年2月15日日曜日にベルブホールにおいて、特別支援教育推進フォーラム、「一人ひとりが自分らしく成長できるを支える」というテーマで計画の周知を図りたいと考えている。内容は、策定委員会の副委員長を務めていただいた明星大学の小貫教授に計画の内容について講演いただき、後半はNPO法人自閉症協会の役員であり、心理士でもある綿貫愛子さんにご自身の体験を踏まえて、当事者から見る特別支援教育についてお話をいただく予定としている。計画については、令和8年4月1日からの施行となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 先ほどの不登校対策の部分と、この特別支援教育推進計画は特別支援教育推進計画のほうがずっと長い歴史を持ってつくられてきているのだと思うが、大分リンクするというか、連携しないといけないような部分も出てくるのではないかとちょっと感じているが、不登校対策と完全に別々で今考えていらっしゃる。完全までではないが、別々になっている部分は多いと思うが、やはり連携しながら、協調しながら今後やっていっていただくという方向というのは見ていただけるのかをお聞きしたい。

○豊島教育センター長 先ほど池田統括指導主事からもあったように、不登校の背景は様々であってというところ

がある。特別支援教育においては、今回のこの取り組み施策を全ての小中学校にこの取り組みの様式を置いて、職員室の中で確認をとっていただきながら進めてもらうというような取り組みにしていきたいと思っている。

各学校で不登校の背景などにも目を寄せていただきながら、特別支援教育との関連があるお子さんについては、しっかりそういった視点も持って対応していただくということでは、校長会等で周知を図っていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

以上をもって協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時18分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後2時18分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 渡 辺 しんじ